

和漢文類

京都府學務課編纂

初篇

上

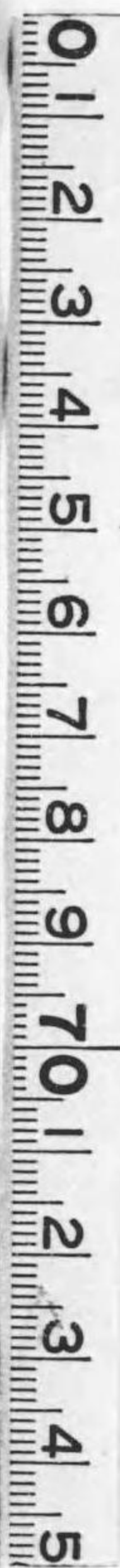
特279-133



1200501131993

特279

133



始





京都府學務課編纂

和漢文類

版權所有 京都府藏版



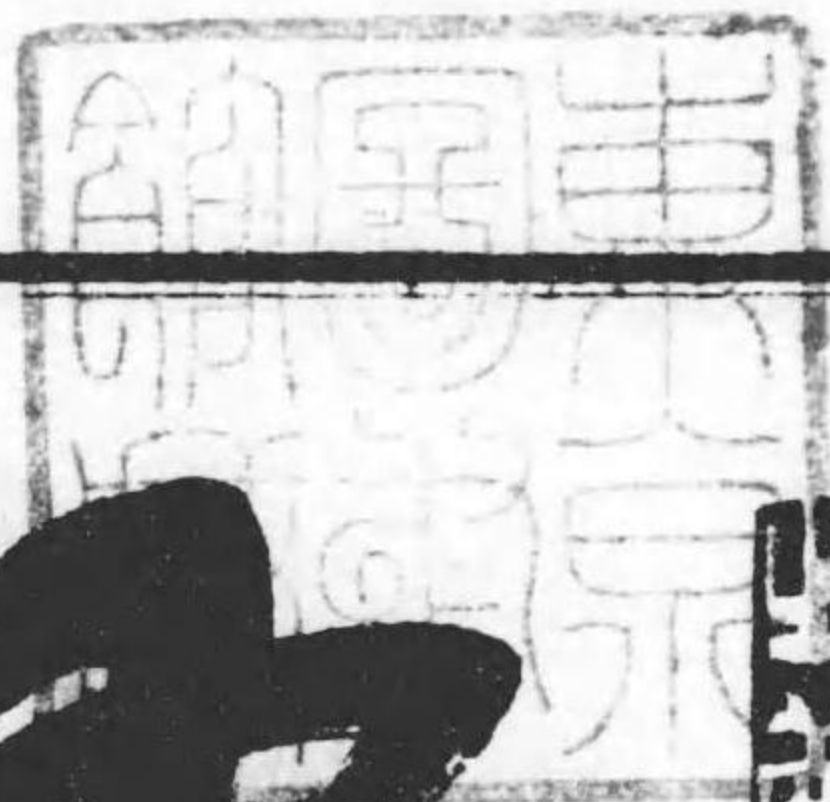
和漢

和漢文類 題字

京都府藏版



特279  
133



和漢文類

口讀文類

題字

京都府蔵版

京都府學務課編纂

和漢文類

版權所有 京都府蔵版



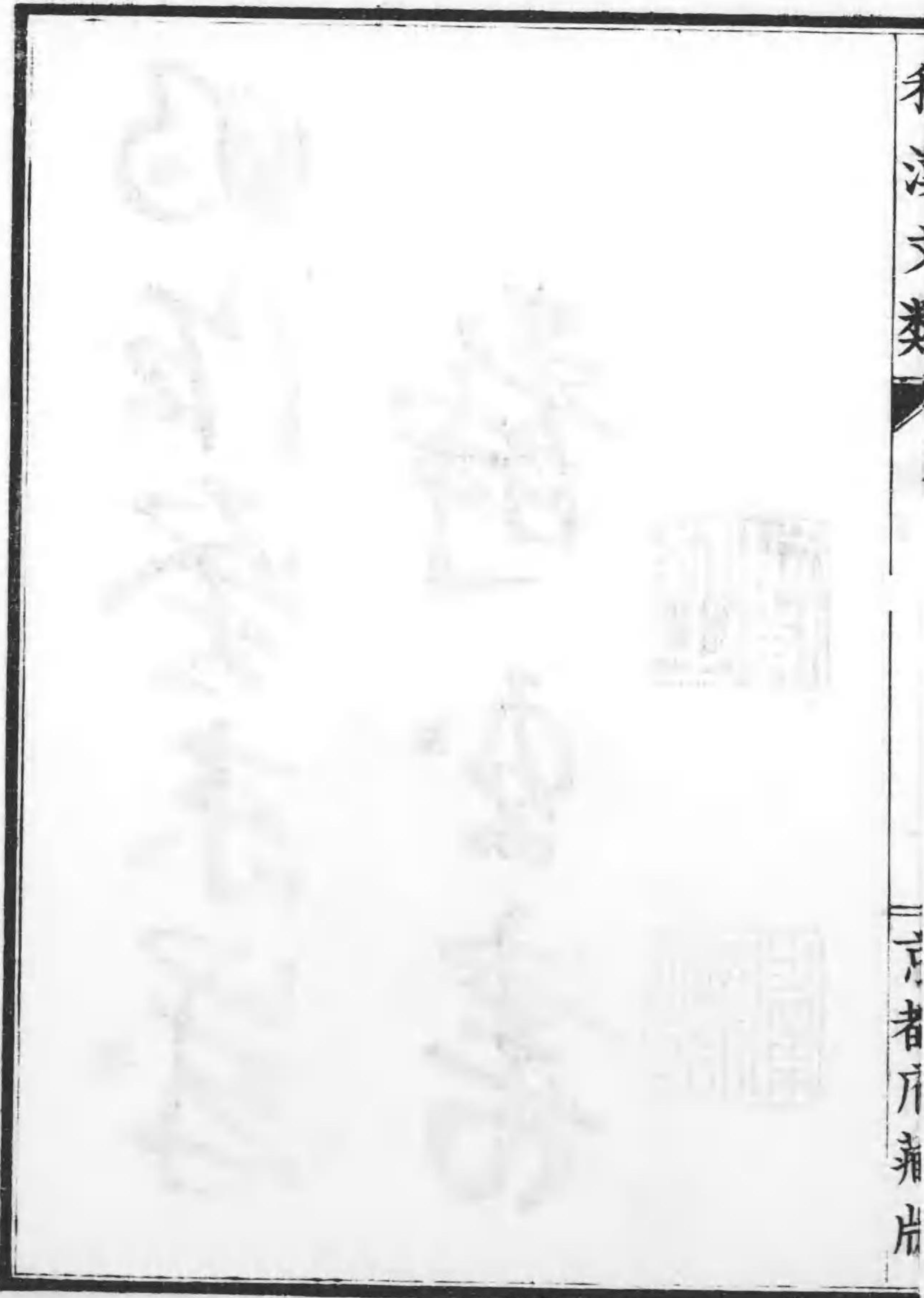
互心裁

明作矣未成

靜玉書







序



凡教育之設讀法科也在使子  
 弟善讀也之方而解作文之法焉  
 於是乎讀本之用如起矣方之讀  
 本之  
 於古者甚多而未至網  
 羅和漢各體之文者是以子弟或



和漢文而小志私文或能令體而  
不能古體率用力於一隅而不能  
普通也且其為也專在於好  
智達材而至於正心脩身之事  
則如舍而弗問也如是何以得使  
子弟識藝倫之大道哉我京都

府知事北垣君民有見於此者  
歲余學務課深負締纂高等漢  
本因弗論古今弗云私漢凡  
自經史子集以至和文國教蒐集  
其關於正心脩身者凡十篇題曰  
和漢文類蓋其意在使子弟悉



讀書之方解心文之法併一後尋  
 倫之道焉夫不能辨各体之文  
 則不能讀各家之書故能辨各  
 体之文讀各家之書而後藝偉  
 之道可以得識開之者達其材亦  
 由是生矣是此書之所以作也讀

者其可小體比意乎及編成乞  
 序於余乃弁一言于卷端  
 明治十六年四月上澣

京都府大書記官國重正文撰并書



和漢文類 卷之二 京都府藏版



京都府藏版  
 和漢文類  
 凡例  
 一 此書在欲使學者辨和漢古今之文體并識忠孝節義之所存故就各家文章詩歌采収其可鑑于辭藻者與有補于教者以資誦讀云

凡例

- 一 此書在欲使學者辨和漢古今之文體并識忠孝節義之所存故就各家文章詩歌采収其可鑑于辭藻者與有補于教者以資誦讀云
- 一 此書都為四編八卷每編為上下二卷上卷則收和文下卷則收漢文要在大別詞章之體裁平分學課之程度耳
- 一 首卷附引用書目錄其著者名氏及年代以便討源者之需用



以對持新書之需用

明治十六年五月發其書編者識

野村平心學編

限於時文不致限於新文要其大體隨筆

取書時此四編八卷其編者上十二卷上卷

卷云

其下雖于編纂昔與市評于也雖皆以對新

書亦皆對新學昔稱味對古今之文體并編

此書亦皆對新學昔稱味對古今之文體并編

凡例

引用書目  
和書之部

- 一 大和俗訓 貝原益軒 宝永年間
- 一 養生訓 全 山縣周南 宝曆年間
- 一 為學初問 全 會澤恆藏 天保年間
- 一 閑聖漫錄 全
- 一 迪彝編 全
- 一 草偃和言 全
- 一 集義和書 熊澤蕃山 元祿年間
- 一 嚶鳴館遺草 尾藤二州 天保年間
- 一 駿臺雜話 室鳩巢 享保年間
- 一 翁問答 中江藤樹 慶安年間
- 一 悟窓湯筆 太田錦城 寬政年間



講孟劄記	落穂集	常陸帶	談鋒資銳	三省錄	昭代逸事	先哲叢談	前賢故實	藤樹精言	娛語	玉の川ま	玉禊	神代卷
吉田松陰	大道寺孫九郎	藤田東湖	荒井堯民	志賀理齋	鹽谷甲蔵	原念齋	菊池容齋	中江藤樹	摩島松南	本居宣長	平田篤胤	一品舍人親王
安政年間	享保年間	安政年間	天保年間	天保年間	安政年間	文化年間	天保年間	慶安年間	天保年間	文化年間	文政年間	養老年間

神皇正統記	日本紀	國史紀事本末	奧羽軍記	東鑑	源平盛衰記	太平記	甲陽軍鑑	太閤記	元就記	名和氏紀事	本朝通紀	常山紀談
北畠親房	一品舍人親王	青山延于	作者不明	全	北畠玄惠等	高阪彈正	門脇重綾	長井定宗	湯淺元禎			
典國年間	養老年間	安政年間			觀應年間		文久年間	元祿年間	寬延年間			



一	翁草	神澤吐虹	天明年間
一	武將感狀記	熊澤伊太夫	正德年間
一	續武將感狀記	栗原孫之丞	天保年間
一	名節錄	岡田 僑	嘉永年間
一	武德安民記	木村高敦	室永年間
一	名家略傳	山崎美成	天保年間
一	皇朝言行錄	土屋 弘	慶應年間
一	本朝孝子傳	藤井懶齋	天和年間
一	國朝諫諍錄	全	
一	天滿宮御傳記略	平田篤胤	文政年間
一	赤穗四十七士傳	青山延子	安政年間
一	西山遺事	三木之幹等	元錄年間
一	擊壤集	木内龍山	嘉永年間

一	八洲文藻	源 齊昭	嘉永年間
一	明倫歌集	全	
一	萬葉山常百首	本居大平	文政年間
一	徒然草	吉田兼好	貞和年間
一	本朝文粹	藤原明衡	
一	本朝一人一首	林 向陽	萬治年間
一	日本文鈔	原 世照	寬政年間
一	菅藻	菅原道真	寬平年間
一	玉鉉百首	本居宣長	文化年間
一	日本樂府	賴 山陽	天保年間
一	山陽詩稿	全	
一	山陽遺稿	全	
一	回天詩史	藤田東湖	嘉永年間

水戸中納言



東湖詩鈔	全	明曆年間
武具短歌	山鹿素行	文化年間
日本詠史新樂府	中島子玉	文化年間
遠思樓詩鈔	廣瀨淡窓	天保年間
鶴梁文鈔	林鶴梁	嘉永年間
月洲遺稿	岩垣月洲	安政年間
興風集		
殉難遺草		
正保野史	矢野玄道	文久年間
風俗文選	五老井許六	正德年間
徘徊百一集	八椿舎康工	宝曆年間
千紅萬紫	太田南畝	文政年間
太平樂	全	

神字日文傳	平田篤胤	文政年間
讀史餘論	新井白石	正德年間
同文通考	全	
草露貫珠	中邨立節	宝永年間
和漢三才圖會	寺島良安	正德年間
成形圖說	薩州藩	享保年間
新葉和歌集	宗良親王	弘和年間
平家物語	<small>作者不明或云信濃前司行長</small>	建久年間
今昔物語	源隆國	康平年間
宇治拾遺物語	全	
近古史談	大槻磐溪	安政年間
姬鑑	中邨惕齋	延宝年間
盍簪錄	伊藤東涯	享保年間



言志錄 佐藤一齋 天保年間

言志後錄 全

言志晚錄 全

言志耄錄 全

帆足文集 文化年間

峯山日記 全

慎思錄 正德年間

初學訓 貝原益軒

近世畸人傳 伴 萬蹊 天明年間

靖獻遺言 淺見安正

獻替錄 萩原 裕 享保年間

大日本史 權中納言 源 光國 嘉永年間

今世名家文鈔 僧 田月性

今古三十六名家文鈔 寺倉梅太郎 明治年間

瓊矛餘滴 橋木 寧 全

明治文鈔 高橋易直 全

今體名家文鈔 土居光華 全

和文讀本 稻垣千穎 全

本朝文範 全

學藝志林 東京大學 全

漢書之部

大學

中庸

論語

孟子

小學 宋 熹



禮記

詩經

易經

書經

莊子

荀子

韓非子

管子

文中子

揚子

孔子家語

五代史

陸宣公奏議

宋歐陽修

唐陸贄

勸善書

李二曲集要

文章軌範

全續編

前漢書

後漢書

三國志

純正蒙求

古文前集

古文後集

四名公語錄

菜根譚

世說

明仁孝皇后

全李二曲

宋謝枋得

明鄒守益

東漢班固

宋范曄

晉陳壽

明胡炳文

黃堅

全黃堅

明吳勉學

清洪自誠

宋劉義慶



韓文	白氏文集	蘇文忠公文鈔	傳習錄	文海披沙	文體明辨	歐陽文忠公文鈔	八家文	杜詩	三體詩	劉氏人譜	大學衍義	天下才子必讀書
唐	全	宋	明	全	全	宋	清	唐	元	明	宋	清
韓愈	白居易	蘇軾	王守仁	謝肇淛	徐師曾	歐陽修	沈德潛	杜甫	周弼	劉宗周	真德秀	金聖歎

儒門語要	經世文編抄	臣軌	貞觀政要	左傳	戰國策	史記	千慮策	東周列國全志	五種遺規	文選	演義三國志	水滸傳
明	清	唐	全				宋	清	全	梁	清	全
倪元坦	賀長齡	太宗	吳兢				司馬遷	揚萬里	蔡元放	陳宏謀	昭明太子	金聖歎



歐蘇手簡

宋名臣言行錄

歷代名臣言行錄

循環日報

追加圖書之部

閑田耕筆

東遊記

六諭衍義

以呂波歌

繪本楠公記

殉難後草

日本書記

宋朱熹

清朱桓

曾我物語

南木誌

古今著聞集

扶桑拾葉集

修身叢語

近世史談

編年日本外史

弘道館記

愛日樓文

徂徠集

昭代史要

漢書之部

國語



- 一 李孫文集
- 一 高青邱詩醇
- 一 潰癰流毒

和漢文類初編上卷

京都府學務課 編纂

〔一〕天照太神の御子正哉吾勝々速日天忍穗耳尊と申す。其御子を天津彦火瓊々杵尊と申す。天照太神いつきめぐみ

まゝく。芦原比中州の主となす。天くだらしめ給ふ。三種の神寶を授けまゝ。先づあらめ。皇孫よ勅して宣

く。芦原比千五百秋の瑞穂の國を我子孫可主之地也。宜爾皇孫就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。又 太神

御手よ寶鏡を持ぬ。皇孫よ授て祝て。吾兒視此寶鏡當猶視我。可與同殿共林。以為齋鏡と宣ふ。八坂瓊の曲玉。天の叢雲に

劍を加へて三種とす。よは鏡のごとく分明なるを也。天



下小照臨し臨へ。八坂瓊のむらがせるがましく。曲妙をもつ  
 天下を知しめせ。神劔を提て不順<sup>マツロフマ</sup>を平げたまへと。勅  
 ありくけりとを。大正國の神寶よ。皇統一種正くあり  
 海を事。誠よみせ等の勅ふ見えたり。抑彼寶鏡も。石凝姥命の  
 清く里臨へる。八咫は御鏡ふして。日神の御形也。八坂  
 瓊は曲玉も。玉屋命作り臨へる也。劔も素盞鳴尊の  
 太神ふ奉らせし。叢雲の劔も。三種ふはきたる神勅ハ。  
 まきしく國を手持し。厚きまらぬるべし。鏡も萬象を照さ  
 是非善惡のまがと。これむと。以ふ事あり。玉ハ柔和善  
 順を徳とし。劔も剛利決斷を徳とし。詞約あり。旨廣し。刺へ  
 神器よ。はらちし。臨へる。最かと。ト事あり。中にも鏡を

本よ。宗廟の正躰と仰せり。鏡も明をかこちとせ  
 里。まきしく御影をうけし。臨ひし。深き御心をや  
 め臨りんが。天よ。日月より明ある者なし。依り  
 文字は制する。日月を明としといへる。我神大日の靈  
 小ありませバ。明德を以て照臨たまふ。君も臣も神明の光胤を  
 う。或ハまきしく勅をうけし。神達の苗裔也。誰う大れを仰  
 ぎ奉らざるべき。此理をまきし。其道は違ハむ。學問も爰は極  
 る。厚きよ。道のむらまらるべき。文籍流布の力あり  
 (迪彞篇)  
 二凡人ふ義理あり。利養あり。義理ハ天道は隨ひて仁義の心  
 をたらし。五倫の道を行ふを云。利養を四民も各其家業を



法とめ衣食居所を求むる以となみをぬりて身を養ふを云。義理を心を養ひ財利を身を養ふ凡人の日夜いとむるを事。此二の外はみせなし。然るに義理の心を養ふる至りておとく。利義の身を養ふる義理より始むる甚るる。此二の軽重をまりて。義をたつとむる利をいやむる。義を貴び利をいやむる君子の心也。利を貴び義を忘るる小人の心なり。君子小人の別を義と利と其間よりあり。(初學訓)

③言と行ふふと心と言と表裏あるるなり。万の事いごとくとも誠なくんを玉の盃をみちたが如くあるべし。吉田の兼好が偽りては賢をまふもんを賢といふなりと云。此のバ甚教は害あり。既に偽りては其餘ハ見らるるなり。偽り

て賢をまふは是を小人と云ふんを賢といふんや。漢の王莽。宋の王荊公など偽りて賢を學び故は。めを君子の名を得るといへども。終は天下を奪ひ天下を亂せり。是を賢といふんや。君子の道を純一にして偽りあるるなり。仮初も偽りせる念を心よきとむるべからず。たとひ外は善を行ふとも。内は誠なくば君子の道は非也。故は身を脩るよる。唯一筋は誠の道を行ふなり。とて凡夫の為といふ。偽りては。はら誠よきも力を用る其勞を同トせむ。やむるの事は只誠を行ふなり。偽りて善を行ふ。何れもれたる悪をまらふ。まらせども。誠ありてを天道人道よ背き其罪なり。誠至せむ天地を動し。鬼神を感ぜしめ人心を和らぐ。(天和俗訓)



四 心を常は従容と静はせしめ、かゝるを和平あるべし。言語ハ殊は静し、寡く、無用の事言べからず。是尤氣を養ふ良法也(養生訓)

五 神聖の道を人倫を明はせしむるは在る。天然の大道をせば、神と聖と期をせしむる符節を合せたるが如し。大古より人倫の明あるは、曾て余が持論をるが如く。君臣の義父子の親ハ天地の初は、天神の詔勅あり。大倫既ハ明あり。夫婦の別を、伊弉諾尊、伊弉册尊の語ハ著せ。長幼の序を、三貴子の分任ハ本づき。朋友の信ハ諸神の協恭和衷よりして、同く、天神ハ事へ奉りしを、見つる。されば堯舜明倫の教と暗合せり。弘道館ハ神聖を合一よりして、臣民ハ

教養ふも又宜あらむや。然るは近世皇國學と稱せしむるは、其皇統正しくして萬國ハ勝せり。尊きふとを論ぜしハ、實は卓見あるべし。人倫を天然の大道をせば、上古、天神の御時より人倫早く明らるるを悟らむ。神と聖と其道相反せしむる如く、強て造言し、務て聖人を誹譏し、自己の妄説を主張す。神聖の同歸あるは、天地の自然をせば、東西彼此の隔らなく。應神の朝ハ聖人の書を得るより、歷朝尊奉し給ひ。孝徳、天智ハ御時、漢唐の制を、斟酌して、礼制を立給ひしより、今日ハ至るまで、累聖遵行せしむる違背し給はざらん。然るは口を極め、聖人を罵詈せしむる。歷朝の聖主を、謗訕し奉るし。人倫を蔑如するハ、上古の、天神をも蔑



如く奉るあり。皇國學の徒は國体を論トくハ卓見も有りあ  
がら。思ふべし。かゝる不義は陷るる憐むべき事なれば人  
々平心は思念し。天然の大道を悟り得ハ醇乎たる皇國學  
よ。神聖同歸の大道よ。あふなきあり。(閑聖湯録)

〔六〕凡ソ士農工商ノ四民各其業アリ。士ノ業ハ文武ノ道ナリ。  
然ルニ行跡ダニ慎ミナバ。文武ハ左ノミ勵マズ。苦シカル  
マジ杯ト云フ人ハ。遁辞テフ者ニテ。カ、ル人ハ必ず忠孝ノ  
道ニモウトカル可シ。夫レ身ヲ修メ行跡ヲ慎ムハ。農工商モ  
然カ有ル可キ事ニテ。士ニ限レル事ニ非ズ。農工商ハ夙ニ興  
キ夜ニ寢テ其ノ活計ヲ營ミ。士ノミ飢寒ノ患ヒ無キトテ何  
事ヲモ成サズ。飽迄デ食ヒ暖ニ衣テ。只惡キ事ヲ行ハザルヲ

事足レリト思フハ。農工商ニモ耻ヅベキ心ナリ。サレバ文武ダ  
ニ勵ミナバ。行跡ハ惡シク。苦シカルマジト云ヘルハ。大ナ  
ル僻ガ事ナレ。行跡ノミ慎ンテ文武ニ怠タルモ亦僻ガ事  
ナリ。世治ル時已ヲ修メ人ヲ治メ。君命ヲ受ケテ他國ニ使ヒ  
スルノ類ヒ。文武ニ暗ク。是ヲ能クセンヤ。世乱ル、時ハ。謀  
ヲ回ラシ。敵ニ克チ。勇ヲ振ヒテ君ノ身ニ更ル類ヒ。武道ニウ  
トクノ是レヲ能クセンヤ。イカニ忠孝ノ志切ナリトモ其事  
ヲ知ラザレハ其志ヲ行フ事能ハズ。譬へバ農夫ノ心ザマ美  
敷ク。耕作ノ業ヲ知ラザル時ハ。父母ヲ養フ事アタハザル  
如ク。忠孝ハ士ノ本トスル所ナレ。文武ノ道以テ是レヲ助  
ケサレハ。忠孝ノ道モ明ナルヲ得ズ。是レ人ノ臣タル者ハ



心得ベキ事ナリ。又人君ノ職ハ一人ノ智カラ用ヒズ。衆人ノ  
 智カラ合セ用ヒテ。民ヲ安ンジ國ヲ治ムルニアリ。衆人ノ智  
 カラ用ユルハ。言路ヲ開クニアリ。言路開ク時ハ。下ノ情上ニ  
 聞ヘ。上ノ惠ミ下ニ降りテ。民安ク國治マル。言路塞ガル時ハ。  
 是レニヒキカハル事。古今ノ例シ鏡ニ寫メ見ルカ如シ。易ニ  
 地天泰ノ卦ヲ道アル世ニ譬ヘ。天地否ノ卦ヲ道無キ世ニ譬  
 フ。天ハ上ニ在テ地ハ下ニ在リケレバ。天地ノ卦コソ道アル  
 世ニ譬フ可ケレト思フニヒキカヘテ。地天ノ卦ヲ貴ブ故ハ。  
 天高ノ上ニ在リト雖。日月ノ光雨露ノ潤ヒ。日夜朝暮ニ下  
 ニ降り。地卑クノ下ニ在リト雖。雲霧ヲ起シ草木ヲ長シ。其  
 氣常ニ上ニ登リ。天地ノ氣交リテ。萬物其中ニ生スル事ヲ得

タリ。然ルヲ天ハ高キガユヘニ。上ニノミ登リ。地ハ卑キガユヘ  
 ニ下ニノミ降りナバ。萬物一日モ其中ニ在ル事ヲ得可カラ  
 ス。是レ地天泰。天地否ノ差別ナリ。天地ノ氣少シク隔タリヌ  
 レハ五穀ミノラスシテ飢饉ノ患アリ。言路塞ガル時ハ。上下ノ情  
 通セズノ危亂ノ禍ヒ有リ。天地ノ道ハ。人道ノ本ヅク所ナレ  
 バ。人君タル者尤モ仰ギテ則ヲ取ル可キ所ナル可シ。中納言  
 ノ君世ヲツカセ玉ヒテ。明年ノ正月御自ラ筆ヲ染給ヒテ。國  
 中ニ示シ給フニゾ。諸士各其長官ノ宅ニ参リテ。是レヲ拜ミ  
 見ルニ其御文ニ曰ク。

一文武ハ武士ノ大道人々出精致ス可キ事。是レニ依テ時  
 々申聞ケザレ。出精不出精ハ追テ沙汰ニ及ブ可キ事。



一存寄り是レ有ル者ハ何從ニテモ遠慮無ク何レヨリナ  
リ凡封書差出ス可キ事。

トゾ有リケル。文武ノ道ニ怠ルマジキ事ハ何レノ御代ニモ  
屢々仰セ事有リケレ凡。其時俄ニ勵ミタルノミニテ程ヲ經  
ルニ隨ヒ怠リヌル習ヒ成ルニ。此度ハ行々イカナル御沙汰  
ヤ有ント。人々舌ヲ振ハシ。我レ劣ラジト其道ヲ勵ミヌ。言路  
ヲ開キ給フ事ヲ政府又ハ監察府杯ニノミ封書ヲ出ス可キ  
ニ限りナハ。人々自ラ物憂キワザニ思ヒテ。意見ヲ奉ル者モ  
マ、無キナラヒ成ルニ。此度ハ何レノ道ヨリ奉リテモ。苦シ  
カラズトノ仰セラ畏リヌレバ。君ト臣トノ間サモ近キコ、  
チシテ。賤キ者マデモ聊カ上ヲ疑フ心ナク。又如何ナル人ヨ

リイカナル事ヲ申上シモ計リ難ケレバ。政事ヲ取ル有司モ  
我ガマ、ノ振舞ヒ杯スル事ナカリキ。君ニハ人々ノ封書ヲ  
以テ下ノ情ヲ知り給フノミナラス。政事ニ立障ハラザル人  
々ヲモ。折ニ觸レ御近ク召サセラレ。左右ノ臣ヲ遠サケテ。何  
クレノ事ヲ問セ給フニゾ。外様ノ人ヲ容易ク召玉ハン事。イ  
カ、杯ト政府ヨリ申シ上ゲシニ。人君タル者我ガ家臣ヲ呼  
テ事ヲ尋ヌル事。何ノ子細カ有ルベキ。尋ル事ダニ有ラバ足  
輕ヲモ召メ聞ク可キゾト仰セアリケルニゾ。有司モ口ヲ閉  
チテ止ミス。彪郡奉行ニテ同僚ト共ニ水戸ヨリ召サレシ時。  
郡方ノ小吏ナル元締ヲモ連レ參レトノ御事ニテ。元締等モ  
御側近クハヒ登リ。農民艱難ノサマ杯。委シク申上ゲ候事有リ



キ。外様ノ職サヘ斯ノ如ク親ミ給ヒヌレバ。増シテ政事ニタ  
 ヲサハル人々ヲヤ。彪政府ニ在リシ事。前後十年許リノ間。執  
 政參政ヲ初メ。目附或ハ郡奉行勘定奉行與右筆ノ類ヒ迄。御  
 前ニ居竝ヒテ評議セシ類ヒ舉テ數ヘ難シ。言路ヲ開クト云  
 フ事。古キ書ニハ見ヘヌレ氏。我が藩ノ如ク實ニ斯ク迄開キ  
 ヌル事。今ノ世ニ類ヒ有ルマジトゾ思ヘリ。(常陸帶)

七 五月二十五日。その日楠贈左中將正成戦死せられ一日  
 也。北條義時。後鳥羽帝を隠岐國へ遷し奉りしを其子孫  
 世々天下を掌握し弄び。朝廷を蔑如せしを至る。後醍  
 醐帝追討ありしうども。官軍敗せり。帝隠岐へ遷幸せしを  
 ぬふ。此時は當る。諸國の官軍蜂起せし中も。楠公を赤阪千

劔破の孤城を保ち。小勢を以て大敵を防ぎ。賊徒兵を頓し。日  
 を曠くせし其隙に。帝恙なく還幸あり給ひ。官軍六波羅を  
 破り。京師を收復す。是皆楠公の大功也。高時遂に天誅を伏し  
 了。天下一多む治りしうども。足利高氏謀叛し京師を犯し。  
 天下又大亂る。此時楠公も新田等の諸將と共に是を討  
 破り。高氏を西國まで追退けしうども。高氏再び攻上るに及  
 了。楠公諫行せし。遂に攝津國湊川に戦死せし。主上甚  
 悼惜せし。此後追贈ありし三位左中將ふなせる。公の忠  
 義智謀世人の徧く知所せしを詳し記さし。

中古以來名臣と稱する者。大織冠藤公。贈太政大臣  
 菅公也。孝子ハ小松内大臣重盛公也。忠臣ハ楠贈左中



將也。古今の孝子。膝下の色養。愛敬を盡し。喪。哀を致し。祭。敬を致し。父。志を継。事を述べ。或る大變。ふ遇。不共戴天の大讎を報。其類。人口。は。贈。災。を。多。し。といへども。小松殿の如き。父。入道の暴横。し。了。悖逆の事。も。及。べ。り。百方幾諫。し。不義。に。陥。ら。し。め。む。至難の變。に。處。し。忠孝を全く。せ。し。事。古虞舜の事。稱。し。烝々。又。不格。姦。といへる。も。譬。ふ。危。し。す。古今忠烈の士。大功を建。了。社稷を衛。り。或る節。ふ。伏。し。義。ふ。死。し。青史。に。光輝を垂。せ。る。多。し。といへども。忠勇智謀。兼備。し。天下後世の摹範。と。ま。し。る。楠公。も。多。く。を。多。し。る。元弘建武。此。時。に。

當り。忠臣義士。前後輩。出。せ。其中。ふ。天胤。より。出。了。大難を防。ぎ。四方忠義。の。士。を鼓舞。せ。ハ。兵部卿の宮。護良親王 征東大將軍の宮。宗良親王 征西大將軍の宮。懷良親王 義。ふ。死。し。風節。凜然。たる。皇太子。諱恒良 及び。東國管領の宮。尊良親王 征夷大將軍の宮。成良親王 時勢。ふ。明。ゆ。了。幾微を察。し。諫諍。ふ。忠誠を盡。せ。良臣。ハ。萬里小路。藤房卿也。艱難の中。ふ。在。了。大義を明。し。義士の氣。は。作興。せ。了。北畠の親房卿。あり。危難の間。は。周旋。し。

乘輿を恙。ふ。く。還幸。ふ。参。せ。了。千種の忠顯卿也。事の初。より。密議。を。預。り。諸國。に。義士を募。り。了。右中辨



俊基朝臣中納言資朝卿具行卿等の人々あり。身を以  
 たり。玉體ふ代り。乘輿を危難より脱させ奉りたり。花  
 山院の文貞公師賢あり。兵間より在り。屢矢石を犯し辛  
 労働苦せり。鎮守府大將軍顯家卿を始たり。四條  
 の贈左大臣隆資公左大臣實世公等也。武家の人々ふ  
 る。義兵を擧げ鎌倉を一掃し。北條を殄滅し。高氏をも  
 志むく。窘蹙せしめし。元勲也。新田左中將義貞朝臣ふ  
 る。乘輿還幸を守護し奉り。孤軍を以て大敵を退けし  
 へ。名和又太郎長年也。鎮西の朝敵と志むく。苦戦し。賊  
 徒都へ攻上る事を得ざり。志めり。菊池の一族其  
 功大ありと。陸奥の官軍よる。白河結城等也。南海の

官軍よる。土居得能也。智勇謀畧たり。人品雅正あり  
 へ。児島備後三郎高德あり。其他新田の一族義顯義助  
 義興義宗義治及び堀口金谷江田大館大井田里見等  
 を始たり。諸國よる。土岐多治見足助錦織富士名三  
 條等の義士餘多ありといへども。楠公のみ傑出たり。忠  
 勇智謀他ふ比倫なきをば。其功最著し。千辛  
 萬苦し。忠貞の節を盡し。諫行せざるふ。及ぶ忠死を  
 快くし。是より天下の大勢一變し。官軍日々に沮喪  
 し。中興の業を遂げ得ざり。實よ千載の遺恨あり  
 といへども。楠公の子孫宗旗正行正家正朝正高等を始  
 たり。相踵り義よ死し。命を塵芥より軽く志す。忠



烈の氣天地を塞る。我常陸の贈大納言殿湊川の碑を  
 建つ。嗚呼忠臣楠子之墓と題し碑陰に大明の義士朱舜  
 水の撰める楠公の賛を刻せしめらせしむ。千古忠臣  
 此第一等小しむ人倫の摹範となり。天下後世もも  
 義士の氣を勵まをば故也。されど貴賤ともなく。此日小  
 遇るを殊も同志の友を求め。相共も義を勵し。其身  
 の時所位も隨て。國家の忠を盡さん事を談論思慮し  
 風教の萬一を助け奉るをば也。(華僑和言)

八内府ヤ、暫ク在テ。直衣ノ袖ヨリ疊紙ヲ取出シ。落ル涙ヲ  
 推シ拭ヒ被申ケルハ。左右ノ子細ハ暫閣。此御貌見進スル  
 コソ現トモ存シ候ハ子。流石我朝ハ邊鄙粟散ノ境ト申ナガ

ラ。天照太神ノ御子孫國ノ主トシテ。天兒屋根尊ノ御末。  
 朝政ヲ掌リ給シヨリ以來。太政大臣ノ官ニ昇レル人。甲冑ヲ  
 着スル事輒カルベシトモ覺エズ。就中出家ノ御身也。夫三世  
 ノ諸佛ノ解脱幢相ノ法衣ヲ脱捨テ。忽ニ弓箭ヲ帶シ御座サ  
 ン事。内ニハ既ニ破戒無慙ノ罪ヲ招キ給。外ニハ又仁義禮智  
 信ノ法ニモ背キ御座覽ト覺エ。旁恐アル申事ニテ候へ共。暫  
 ク御心ヲ閑メ御座テ。重盛ガ申状ヲ具ニ可聞召哉。覽且ハ寂  
 後ノ申状ト存レバ心底ニ旨趣ヲ不可殘。先世ニ四恩ト云フ事  
 アリ。諸經ノ説相不同ニ。内外ノ存知各別也ト云トモ。且ク心  
 地觀經ヲ見候ニ。一ニハ天地恩。二ニハ國土恩。三ニハ父母恩。  
 四ニハ衆生恩是也。以知之人倫トシ不知ヲ以テ鬼畜トス。其



中尤重キハ朝恩也。普天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣。文サレバ彼潁川ノ水ニ耳ヲ洗ギ。首陽山ニ蔽ヲ折ケル賢臣モ。勅命ノ難背禮儀ヲバ存トコソ承レ。何況情上古ヲ思フニ。御先祖平將軍貞盛ハ。相馬小次郎將門ヲ被誅タリケルモ。勸賞被行事受領ニハ過ザリキ。伊豫入道賴義ガ貞任宗任ヲ滅シタリケルモ。イツカ丞相ノ位ニ昇リ不次ノ朝恩ニ預リシ。就中此一門ハ忝ク桓武天皇ノ御苗裔。葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ。中項ヨリハ無下ニ官途モ打下テ。下國ノ受領ヲダニモ宥サレズコソ有ケルニ。刑部卿殿備前守ノ御時鳥羽院ノ御願徳長壽院造進ノ勸賞ニ依テ。家ニ久ク絶タリシ。内ノ昇殿ヲユルサレケル時ハ。萬人唇ヲ反シ侍ケルトコソ傳ヘ承リ

候ヘ。去ドモ御身ハ既ニ先祖ニモ未ダ拜任ノ例ヲキカザリシ。太政大臣ヲ極メサセ御座上。又大臣ノ大將ニ至レリ。所謂重盛ナド暗愚無才ノ身ヲ以テ。蓮府槐門ノ位ニ至ル。加之國郡半ハ一門ノ所領トナリ。田園悉ク一家ノ進止タリ。是レ希代ノ朝恩ニ候ハズヤ。今此等ノ莫大ノ御恩ヲ忘テ。濫シク君ヲ奉傾ラント思召立ツコト。天照太神。正八幡宮ノ神慮ニモ。定テ背キ給ベシ。背朝恩者ハ。近ハ百日遠ハ三年ヲスゴサズトコソ申傳テ侍レ。昨日マテハ人ノ上ニコソ承ツルニ。今日ハ我身ニ係ナントス。其上日本ハコレ神國也。神ハ非禮ヲ受給ハズ。而ルニ君ノ思召立處道理尤至極ナリ。此一門代々朝敵ヲ平ゲテ。四海ノ逆浪ヲ鎮ル事ハ無雙ノ勲功ニ似タレ氏。



面々ノ恩賞ニ於テハ。傍若無人ト申ベシ。中略濫グ法皇ヲ傾ケ進セントノ御計方々不可然。重盛ニ於テハ御供仕ベシトモ存ジ侍ラズ。不以父命辭王命。以王命辭父命。不以家事辭王事。以王事辭家事ト云本文有リ。又君ト臣トヲ並親疎ヲ分ツ事ナク。君ニ付キ奉ルハ忠臣ノ法也。道理ト僻事トヲ並ベンニ。争カ道理ニ付ザラン。是レハ專ラ君ノ御理リニテ御座候ヘハ。神明擁護ヲ垂レ給ラン。サラバ逆臣忽ニ滅亡シ。凶徒即チ退散ノ。ハ埏風和ギ。四海浪静ラン事。掌ヲ返スヨリモ猶速ナルベシ。去バ重盛院中ヲ守護シ進セ侍バヤトコソ存候ヘ。重盛始ハ六位ニ叙シ。今三公ニ列ルマデ。朝思ヲ蒙ルコト家ニ其例ナシ。身ニ於テ過分也。其重キ事ヲ思ヘバ。千顆萬顆ノ珠ニモ

コエ。其深キ色ヲ論ズレバ。一入再入ノ紅ニモ定テ過タルラシ。然者院中ニ参り籠り侍ナン。其儀ナラバ重盛ガ命ニ替身ニ替ラント契ヲ結ベル侍。二百餘人ハ相隨ヘテ持テ候ラン。此者共ハ去共重盛ヲバ捨思ハジトコソ存候ヘ。是以テ先例ヲ思フニ。一年セ保元ノ逆亂ノ時。六條判官為義ハ新院ノ御方ニ参り。子息下野守義朝ハ内裏ニ参テ。父子致合戰新院ノ御方軍破テ。大炊殿戰場ノ煙ノ底ニ成シカバ。院ハ讃州ヘ下向。左府ハ流矢ニアタリテ失セ給ヌ。大將軍為義法師ヲバ子息義朝承テ朱雀大路ニ引出シ。首ヲ刎タリシヲコソ。同ク勅定ノ忝ナサト云ナガラ。惡逆無道ノ至。口惜事哉ト存候シガ。正シク御覽ゼラレシ事ゾカシ。其二人ノ上ノ様ニ淺増ト悲カ



リシ事ノ。今日ハ又重盛ガ身ノ上ニ罷在スル事ヨト存コソ  
心憂覺候工。悲哉君ノ御為ニ奉公ノ忠ヲ致サントスレバ。迷  
廬八萬ノ頂ヨリ猶高キ父ノ御恩忽ニ忘ナントス。痛哉不孝  
ノ罪ヲ遁レントスレバ又朝恩重疊ノ底極メガタキ君ノ御  
為ニ既ニ不忠ノ逆臣トナリヌベシ。雖君不為君。臣不可以不  
為臣。雖父不為父。子不可以不為子トイヘリ。云彼云此進退コ  
コニキハマリ。思フニ無益ノ次第也。只末代ニ生ラ受ケテ。係  
ル憂目ヲ見ル重盛ガ果報ノ程コソ口惜ケレ。サレバ申請ル  
處御承引ナクノ。猶御院參有ベクハ。只今重盛ガ頸ヲ召ルベ  
ク候。所詮院中ヲモ守護仕ベカラス。惡逆ノ咎難遁。又御供ヲ  
モ仕ベカラス。忠臣ノ儀忽ニ背候。申請ル詮タゞ頸ヲ召ルベ

キニアリ。唯今思食合セ御坐スベシ。御運ハ既ニ末ニ望ヌト  
覺候。人ノ運命ノ盡ントスル時。加様ノ事ハ思立事ニテ侍リ。  
老子ノ詞コソ思シラレ候工。功名称遂不退身避位則遇於害  
ト申セリ。彼漢蕭何ハ勲功ヲ極ムルニ依テ。官大相國ニ至リ。  
劔ヲ帶シ冠ヲ着ナガラ殿上ニ昇ル事ヲ被免シカ共。叡慮ニ背  
ク事有シカバ。高祖重ク禁テ。廷尉ニ下ノ。深ク罪セラレキ。加  
様ノ先蹤ヲ思ヒ侍ルニモ。御身富貴ト云。榮花ト云。朝恩ト云。  
重職ト云。極サセ御坐シヌレハ。御運ノ盡事モ難カルベキニ  
非ズ。富貴之家。祿位重疊。猶再實之木。其根必傷ルトモ申ス。心細  
クコソ覺候へ。噫呼邦無道富貴耻ト云。本文アリ。去レハ重盛  
何迄カ命生テ。亂レンセヲモ見ルベキ。唯速ニ頸ヲ食サレ候



ベシ。人一人ニ被仰付テ。御ツボニ引出サレテ。重盛が首ヲ刎  
 ラレン事。安キ事ニコソ候へ。人々是ヲバイカバ聞給ヤトテ。  
 又直衣ノ袖ヲ絞リツ。泣々被諫申ケリ。是ヲ見給ケル一門  
 ノ人々モ涙ヲ流シ袖ヲ絞ランハナカリケリ。入道ハ口説立  
 ラレテ。ヲ口泣色ニハ御坐ケレ。臣猶ヘラヌ體ニテ。サラバ今  
 ハ世ニモイロヒ侍マジ。院參モ思止リ候ヌ。其上ハ召禁ル者  
 共ヲモ死罪ニモ流罪ニモセデコソアラメ。但入道カク計申  
 事モ。全ク身ノ為ナラズ。淨海年闌テ餘命幾ナシ。唯子々孫々  
 末ノ代マデモ安穩ニヤト存ル計也。其事人望ニ背キ愚案ノ  
 企ニアラバ。何様ニモ御計ヒナルベシト宣テ内へ被入ケリ。

(源平盛衰記)

九 生 おひ 殖 たる 親 あり 世 さい の の も ち 天 下 を 治 め ば 我 輩 は 幸 は ず と 思 ふ べ し 也

父子歌 (明論歌集)

十 家 と み ら ぬ を 守 り け ん の や ち も ち ん 物 々 お の の め ぐ も ち

父子歌小 (澤蘆庵) (同上)

十一 楠帶刀正行。舍弟正時。一族うちほせり。十二月二十七日。芳  
 野の皇居小参ト。四條中納言隆資を以テ申一けり。父正成。  
 冠弱の身を以テ。大敵の威をくゞき。先朝の宸襟をやまめま  
 めらせ候し。後。天下程多く乱せり。逆臣西國より攻上り候  
 ふらし。危を見テ命を致す處。秘々思定めける。あよま  
 り。つひは攝州湊河より討死仕候し訖ぬ。其時。正行十三  
 歳。罷成り候し。合戦の場へを伴をて。河内へ歸し。死す



候もんむる一族を扶持し朝敵を止し君を御代よつたまら  
 らせよと申置ちて死し候ふ然るよ。正行正時をぞふ壮年  
 よ及び候ひぬ。おれたむ我と手を碎き合戦仕り候まば。且  
 ハ亡父の申あつ遺言よ違ひ。且る武畧の云うひなき謗にお  
 つるくおちえ候ふ。有待の身思ふよ任せぬあつひも。病よ  
 犯させ早世仕る事候ひあむ。たゞ君の御為よは不忠の身と  
 ぬり。父の為よは不孝の子となる。危きよ候ふ間今度師直  
 師泰よ懸合身命を盡し合戦仕り。彼等お頭を正行が手よ  
 かけて取り候ふ。正行正時お首をうれらよ取らせ候ふ。  
 其二の中よ戦の雌雄を決すべきよ候へを。今生よ今一  
 度君の龍顔を拜し奉らん為よ。参内仕り候ふと申しも何

へど涙を鎧の袖よのけ。義心其氣色よ顯せけせば。傳奏いよ  
 と奏せざる前よ。やぶ直衣の袖をぞ濡しける。主上よふを  
 南殿の御簾を高く捲せ。玉顔殊ようは。諸卒を照覽  
 あり。正行を近くめし。正行頭を地よつ。とかくの勅  
 答よ及む。たゞ是を最期の参内なり。と思ひ定めて退出を。  
 正行正時和田新發意舍弟新兵衛同紀六左衛門子息二人野  
 田四郎子息二人楠将監西河子息關地良圓以下。今度の軍よ  
 一足もひら。一處よ討死せんと約束したまける。兵百四  
 十三人。先皇の御廟よ参り。今度軍難儀あつ討死仕るべき  
 暇申し。如意輪堂の壁板よ。おのく名字を過去帳よ書連ね  
 其奥よ。



うへらうとのかねて思へと梓弓なきころはよいる名を  
そとくむると一首の歌を書留め逆修の為とおぼくして各鬘  
の髪をたうて佛殿になげいせ其日芳野をうちいでて敵陣へ  
とど向ひあす。

(太平記)

十三翌年正月十二日諸卿議奏して曰帝王の業萬機事まげく  
し百司位を誤る今の鳳闕僅ふ方四町の内ふせば分内狭  
くし禮儀とくふよ所ありとく四方へ一町づつ廣げら  
せ殿をとて宮を造らる是も厚古の皇居ふ及なぬとく大  
内裏をつくらるべとく安藝周防を料國よせしむ日本國  
北地頭御家人の所領の得分ふ二十分一をうけめさる抑大  
内裏と申はる秦の始皇帝北都咸陽宮の一殿をうつし造

らせたれば南北三十六町東西二十町のちの龍尾のち石  
まゑて四方ふ十二門をしとらせあり東よるやうめい待賢  
いしやう門南よハ美福朱雀くさうかちん西よるたつてん  
さうへき殿富門北よハ安嘉あらんづちゆん六の外上東  
上西の二門よしとくまで交戦衛伍を守りて長時は非常を  
いしやうめあり三十六の後宮よハ三千の淑女よをほむをか  
ざり七十二の前殿よる文武の百司とくをりをまつ紫宸  
殿の東西よ清涼殿うんめいでん北よ當て常寧殿ちやうく  
じん殿貞觀でんと申はるきさねあちの北にこくうげどの  
也けうまよでんと號せハ清涼殿の南北ゆをどのあり昭  
陽舎なるつばまげいやる桐壺いきやう舎ハ藤つば凝



花舎ハ梅つぼ。襲芳舎と申す。うんなりのつぼ。此事あり。萩の戸。陣の座。瀧口の戸。鳥のさう。ぬひどの。兵衛の陣。左ハ宣陽門。右ハ陰明門。日華。月華の両門ハ陣の坐の左右ハ對へり。大極殿。こあど。蒼龍樓。白虎樓。ぶらくみん。清暑堂。みせちのえん。だい。志やう。あ。おの所。ま。行。中。和院。中。院。内。教坊ハ雅樂所あり。み。ほ。真言院。ごん。む。下。き。ハ神嘉殿。ま。ろ。く。馬を。武德殿。ま。御覽。せ。朝堂院と申す。ハ。八省院の諸寮是あり。右近の陣の橋を。昔を。志の。香を。み。ま。竹の臺。い。霜をか。ぬ。らん。在原中將の。弓。や。あ。び。を。身。ま。へ。み。あり。ま。ぐ。よ。ま。か。ら。なる。屋。居。ま。官の廳の。つ。ん。でん。光

源氏の大將の。く物も。と詠。ト。朧月夜。よ。あ。れ。ハ。う。き。ん。の。細。の。江相公の。へ。越の國へ。下。ま。旅の別を。悲。み。後會期。遙。濡。纓。於。鴻。臚。之。曉。淚。と。長篇の序。よ。か。きた。ま。羅城。の。南。あ。鴻臚館。お。あり。あ。鬼の間。ち。よ。く。ろ。鈴の繩。荒海の障子を。清涼殿。ふ。あ。ら。け。ん。志。や。う。の。障子を。紫宸殿。ま。た。ら。せ。け。東の。一。間。ま。馬周。房玄齡。杜如海。魏徵。二の間。よ。は。諸葛亮。蘧伯玉。張子房。第伍倫。三の間。よ。は。管仲。鄧禹。子産。蕭何。四の間。よ。は。伊尹。傅説。太公望。仲山甫。西の。一。間。よ。ハ。李勣。虞世南。杜預。張華。二の間。よ。ハ。羊祜。揚雄。陳寔。班固。三の間。よ。ハ。桓榮。鄭玄。蘇武。倪寬。四の間。よ。は。董仲舒。文翁。賈誼。叔孫通。あり。畫圖ハ金岡。の。筆。贊の



詞ハ。小野道風がかきたまけるを承る。鳳のいづのを天よ  
 かぎり。虹のうつばり雲よをびえ。さうもいみづく造り雙べ  
 らせり。大内裏。天災を消さよ便なく。回祿もむくよおびえ。  
 今も昔の礎のこ残り下 (太平記) 建武元年大内裏  
造營の條  
 三管公も年久しく住馴ゆひ。紅梅殿を立出させぬふと。  
 常ふ愛しぬる梅を御覽じて。御名残を惜ませぬひける御  
 歌よ

東風ふのハ白おふせよ梅は花あふ。おとと  
 春ふもとれと

と我遊がけ。世舉る管公を惜み奉る。密よるおほやけを  
 誹り恨み奉る。上を恐るる参りくる人も少りきり。北方

よを添らせける御使の道より歸りける。御文あくりたま  
 へる。其奥は遊ばしける御歌よ

君うまむ宿の木梢をゆくも隠るもまよふ  
 里見るこの那

とど遊をされける。此時管公は門下は學問せし人々をも  
 こな都を逐放たる。と議定らし。三善清行朝臣書  
 を時平公に贈る。諫めし。其事止ま。河内國土  
 師の里は管公の御伯母覺壽と申せしが。おほくも立よ  
 らせぬ。御別れを惜みぬる。鶏の啼きを。御歌あり  
 鳴けを。別れをいそげ鳥は音の聞えぬさとの  
 曉もこれ



とせよ。此里は雞を畜はむと申傳へる。筑紫太宰府の里も今に至るまで雞を畜ざる。此故ありと云。土師の里は今も道明寺村といふ。此もも後には天神の御社を建つ。此里まで來りぬ途の山上は時平公は謀むる名有けん。數千人ありて御車を射る。雨のおと。御門生何某と云。射殺さる。河内は志を御滞留の時も種々の計を設けて害し奉らんといふ危る。伴何某といふ御家臣御身は代りて殺させ。辛くも若江といふ所まで至りぬ。此もも若江の靈光殿とて御社あり。播磨國明石の驛よと云りぬ。思へる氣色を御覽と云。

驛長莫驚時變改

一榮一落是春秋

と御口と云。有けん。此所も御社あり。然る程は菅公の御船筑紫國博多は流る。袖の湊も船を望上りぬ。海邊も敷のせぬ物も無る。其所の海士御船の綱をたぐりて敷のせぬ。暫くを休みぬ。後其所も御社を立て綱輪の天神と號す。此ほどを所々も作らせぬ。詩歌あびる。有る中は二十八韻の御詩の句在中。

自從勅使驅將去 父子一時五處離

口不能言眼中血 俯仰天神與地祇

と宣へる御句も殊は腸も断ぬ。かくも太宰府



ふ着のせむひてハ異國へゆたへる御心地こそ如何して年  
月をさぶさんと思召しける。御心の内をいひよ有きんある  
夕ぐせよ所々煙の多つを御覽下さ

夕ぐせを野も山も多つあかり歎きよりあは  
えはあめけを

ゆゝ月の明ある夜よ

海なるをあへる水の底までも清きうはな  
月を照さん

ゆゝ雨のぬりたるよ

あはれ下このさき袖のぬれをぬ着るぬれを  
きぬぬれぬれぬれぬれ

無實の難をうくるを濡衣着るといふ故よ。かくハ詠なまへる  
あり。ゆゝ野を詠トクハ御歌よ

筑紫よもむもむもむもむも野邊ハ何をともき名か  
なむ日あを聞えぬ

ゆゝ山を詠トクハ御歌よ

足引のかまへるあはれよ道る何をとも都へいさといふ  
人になき

ゆゝ有明の月を御覽トク

宵はあみやあらの空よ住ぬらむうははははの  
有明の月

都よる誰も朝廷を恐せり訪ひ來る人もあき中よ。伊勢



の外宮に祠官は度會春彦といふ人のみ。管公の稚くおま  
 へ坐する程より出入り。御惠を蒙せる人あり。七  
 十は餘る齡あり。御跡を慕ひ。太宰府より來り。以て實  
 やの仕奉りける。後、御末社に白太夫と祭せる。是  
 なり。此餘も誰尋ぬる人あり。唯々都より伴ひ。男  
 君よ。讀書を教へ。過さぬ。是とて延喜二  
 年。八月。かくせ。管公御悲。堪む。

床頭展轉夜深更

背壁微燈夢不成

早鴈寒菴聞一種

唯無童子讀書聲

と遊ばしける。去年の九月十日に夜。清涼殿より菊  
 花御宴あり。時、獻し。御詩。

君富春秋臣漸老

思無涯岸報猶遲

と遊ばしける。天子御覽。散感のあり。御衣をぬぎ。賜  
 ひ。天子の御う。今年  
 九月十日。去年の。思召し。作り。御詩。

去年今夜待清涼

秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在此

捧持毎日拜餘香

ま。此秋の。月の明。御覽。御詩。

月耀似鏡無明罪

風氣如刀不破愁

と遊ばしける。珠。哀。配處。久。住せ  
 ら。常。一室。内。み。籠。日を送。給  
 ふ。其間の御歌詩文數ふる。暇。み。今。人。泣



一め多し御語どもあり

(天満宮御傳記略)

古玉不磨不成器。人不學不知道。故といふ。一への聖主賢君。う  
みらむ。學宮を建てる。人を教ふる所といふ。天子は學宮を辟雍と  
いふ。諸侯の學宮を泮宮といふ。何を以て徳行道藝を教ふる所  
也。古の替古所より古聖主の身を脩め。人を治る。天下國家を  
安定志ぬひ。道を學びてあり。其後君は官職をうけて奉行  
頭ともあり。下民は教へ導き。さむきをさむむる役人ともなる  
あり。凡人の生質。美善ありといふ。古の道を學びて  
む。思慮通融する。あり。自己の心をのみ定規よ  
し。人を取扱ふゆゑ。たとへば。一が。角ある。を  
能く作り。ぬん。ぬん。ぬん。圓ある。物を作るが如し。其人々

の目分量ぎ。を以て作り出さる。故に定規といふ。そのも  
ち。實の所。出来あり。次第といふ。出来上り次第  
ふ。人を取扱へむ。下の心も。心次第より善惡邪正を。己の  
む。思ひつき心。あり。申出する時。上ある役人も。何と  
いふ心。扣も。其時々。行懸り。次第ふ。思案をめぐら。を  
よ。問合せ。聞合せ。耳學問。目功者。當座たり  
む。み。専ら。故に。年中。断。苦勞を  
る。詮方も。法度。役人。大工。下民  
ハ材木の如し。を。み。共大工あり。大工。共材木  
く。造作を。又。み。大工。下手  
う。材木。何を以て細工の手際を見よ。それを



とみぐれ大工材木三つ揃やうとて。教學の道る人君の貴  
 きよる下民に賤たまで。第一のこごとをなすも。古聖主  
 賢君天下國家を治めぬひー掟ハ。とみひぬきまをがぬ也。此  
 ともみぐねを能遣ひ覺る人る。上手大工とぬるなり。(嬰鳴館遺草)  
 十五 むさむしも繩をたけ代は朽ぬへーなきもあーや水くぬのりと

丈歌  
 道遙院内大臣實隆 (明倫歌集)

十六 爰より成田小三郎を勅使も。名和又太郎長高を徴を成  
 田陸より上り。里人より此處より名和庄へ幾程ぞと問ふよ二  
 里許と答ふ。午刻長高が館に至り。悪四郎泰長を問ふよ。渠  
 ら隱岐の御番より参り。爰より何ぞとみとふ。然るるいすぬ  
 出雲より歸らざるけり。みゆとて。直より長高より逢ひ。勅詔を

告げせむ。長高首を地より着け領承し奉り。不思議よもか  
 る時節より生れ遇ひ。万乗の君より頼まれ奉る事。弓箭の面目  
 生前の思出なり。急ぎ君に御供仕る船上山へ馳上り。防矢仕  
 る處。事あらず。時を。尸を軍門より暴を。何う苦いかる  
 べき。長高より於る。一定思切。よりうへを。更み人の諫より拍は  
 る可あらむと申せむ。折節其の坐よりありあ。革一議よも  
 及む。早速より同心を。長高即ち鎧取。肩より投懸け。馮引寄せ  
 る逸足より御迎ふ馳参。トを。一族より孫三郎基長。乙童丸。  
 鬼五郎助高。太郎長重。六郎太郎義氏。小太郎信貞。次郎三郎實  
 行。彦三郎忠秀。鳥屋彦七宗家。内河彦三郎。備中守義直。以下廿  
 餘騎共より大坂港より至りける。み。人より無き。小舩一艘岸より横



なむりるるを。恠とあがら長高御迎よ参りしる由奉りけせ  
 を。主上御手はら苦を除けさせ給ひて龍顔を指出しぬふ  
 御冠も傾き御衣も志はせぬふを見奉る武士等。涙をお  
 さへて御前よかこする。少将も水求めよ遣をさせたる楳取  
 を尋ねよ陸よ上らせ。成田も勅使よ参りたる際ありし。此  
 時少将も歸らせ。成田も長高よ後せし馳着ぬ。長高基長よふ  
 ど御輿も奉らぬぞと云ひりせ。基長此湊を存ト候を  
 濱津へ参りぬと覺え候ふ。時刻の移らぬ間も御馬を奉らむ  
 やと申しけせを。即ち長高が乗しる馬を主上よ奉り。少将よ  
 る郎黨の馬を進らせし。急ぎて船上山へ供奉しけり。申刺よ  
 港よ二里許ある野中よて。主上甚く御疲勞坐す。御休息

しる。船をよし勅諭ありけせども。長重が着たる鎧の上よ荒  
 薦を巻て負奉り。岩屋谷と云ふ船上山の麓を飛ぶの如く  
 よ馳着ぬ。爰より柴を折敷て供奉す。又樹を伐り面々の  
 上帯を解て結び固め。主上をみせよ昇乗せ奉り。船上山の西  
 阪を登るや。後よ里十四五人の音し。参りたる敵の  
 寄來るふ。主上も驚き思召けせども。長高少し騷  
 が。御輿よ参らぬ者よ。皆片手矢を指せ。只今事よ。可  
 可き躰も。敵よ。大山の信濃坊源盛。同宿十餘  
 人を相具し。供奉よ馳着るな。猶道々。供奉仕  
 る者ども。都も百五十人許ありぬ。然し。坂路の間  
 よ。主上御輿の上よ。堪難く見えさせぬ。助高



信貞御介借仕る半時許に船上山の本堂へ入御し奉る。當山  
 なる大山寺の末寺なるを源盛弟子同宿等ふ仰せり。供御を調  
 ト奉らる。主上る御藥をどももたす。御氣色直  
 らせ給ひよけり。長高前より大坂港より基長よ云ひける。吾  
 いま君の御供仕る斯る大事を擧るうへも。ひとへに存生を  
 期を可らむ。然せば館を敵に驅散させ。妻子を人の手に懸  
 させむる口惜き事あるを。汝ハ急ぎて是より馳返り。館に  
 事どもよ知ふ計らへと下知し返り。此時より内河  
 彦三郎を館に返す。土用松丸と三歳よりありける。該嫡孫ふ  
 せむ率る参るべし。自然の事ゆゑを手に懸る長高も共よ自  
 害を可きよりいひ遣はしければ。基長藤三郎近清等と計ら

む。土用松丸と共に長高義高基長等の妻女をも。夜半より船  
 上山へ登らしめ。基長ハ彦三郎より下知し。敵近づくと館よ  
 火を懸よと云ひ置ると同く船上山へ馳登りける。(名和氏紀事)  
 主人の田を論むると。訴ふよけり。多量とよ。その田かま  
 とれと人をつつあしけるよ。まづ道をがら田をさへ  
 里をゆくを。是は論だ。なまふ。や。あ。後。よ。い。の。よ。か。く  
 と。い。む。け。せ。ば。刈。る。者。ども。を。た。と。と。ろ。と。も。か。る。危。き。あ  
 と。り。あ。け。せ。む。ひ。が。事。せん。と。て。ま。の。者。あ。せ。ば。い。げ。ん。を  
 あ。か。う。ご。ん。と。せ。ひ。け。る。あ。と。ま。い。と。を。の。り。け。る。  
 (徒然草)

六人の禽獸は異なる事其故何ぞや。禽獸も其欲する物を食



腹よ充る事を知る。人として飽まぐ食ひ暖よ衣る。人倫の道をも知らず其身を終ん者。正さく禽獸の所為なる也。故よ神聖天よ代りて君道を以て萬民を治め衣食住の關する事なつらしめ。且ち師道を以て萬民を教へ導き人倫を明らかしめ禽獸よ異なる事を知らしめ給ひし也。教といふは天地自然の大道也。大道ハ道路のおとし人の往來まべき所よを何人能教るともなく自然よ一條の路を踏分け便道よして往來繁けを自然よ大道となる。人道も亦是よ同ト。億兆此人よ必履之行ふべき道あるゆへよ。自然よ一條の大道備る也。人倫よ君臣父子夫婦長幼朋友の五品あるを天造此自然あり。五品ある時ハ親義別序信の五典備せる事なり。

自然の大道あり。天祖三種の神器を授け給ひ君臣の分定りてよ皇忠の道著せ。是よ皇統一姓よましく父子の恩厚く孝の道著せしり。忠孝の教立ぬせバ夫婦長幼朋友はみちも隨て惇き事定せる道理あり。歴朝の聖帝既よあは大道を以て萬民を教へぬ。中よも應神天皇の御代よ至りて治道も既備りて専ら教化を崇めぬべき時節よ當せる。此時幸よ漢土の書堯舜孔子のよち傳りしをなほちみれを以て萬民を導きぬ。 (迪舜篇)

〔尤〕倉廩實て禮節を知り衣食足て榮辱を知ると言ひ。學問教化も時節よ因べき事なり。されど小人窮をせバ斯よ濫をと言へり。士は貧乏困窮をせを志を奪せし。思ふに惡きき極



さる也。困窮せざる猶更學問して士を嗜む可き事也。老るる當  
 益壯ある處窮るる當益固るるべしといへ。斯るを  
 知らば海一を學問して耻を知らず慎るるもあらず。道義  
 達せざる貧苦も堪ふべし。貧して樂むといふ事もいせ  
 ば。道義程有難き物なる。貧窶を人といふ。行義も卑劣を  
 人。下志をせん。口惜き事あり。(為學初問)

三 伊豫守源頼義朝臣貞任宗任等をせむるはひど。みちのく  
 お十二年の春秋をおくまけり。鎮守府をたちり。秋田の城は  
 うつまけるよ。雪ふりて軍のをたこども。のよぬひ。皆志ろた  
 へよぬりよ。衣河の館。岸高く川つりてをた。楯をいぬぐ  
 きそかぶとよかそね。いごをくみせめ。戦ふよ。貞任等たえ

むし。つひよ城のう。海よるのぐきあちける。一男八幡太郎  
 義家。衣河よあひ。せせえふを。たこふら。海を見ま  
 る。たうぬ。志ば。引。せ。物いもん。といをれ。うまけをば。  
 貞任見。うりありけるよ。

衣のたそちほるひよあり

とひりける。貞任くつをみ。をまら。人志。あら。をありむけ

年をへ。糸のみ。をた。く。さよ

とつけあり。その時義家。をける。矢をさ。を。う。飯  
 屋よ。さ。は。り。戦の中よ。や。かりける事。うれ

(古今著聞集)



世のつめくは國の光となりやむ吾のくまらば夜をの螢を

明倫歌集 文歌 後龜山天皇御製

世人人々自ラ其身ヲ立テ。其産ヲ治メ。其業ヲ昌ニシテ。以テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ。他ナシ身ヲ修メ智ヲ開キ。才藝ヲ長スルニヨルナリ。而テ其身ヲ脩メ智ヲ開キ。才藝ヲ長スルハ。學ニアラサレハ能ハス。是レ學校ノ設アル所以ニシテ。日用常行言語書算ヲ初メ。士官農商百工技藝。及ヒ法律政治。天文醫療等ニ至ル迄。凡人ノ營ムトコロノ事學アラサルハナシ。人能ク其才ノアル所ニ應シ勉勵シテ之ニ從事シ。而シテ後。初テ生ヲ治メ。産ヲ興シ業ヲ昌ニスルヲ得ヘシ。サレハ學問ハ身ヲ立ルノ財本共云ヘキ者ニシテ。人タルモノ誰カ學ハ

スシテ可ナランヤ。夫ノ道路ニ迷ヒ飢餓ニ陥リ。家ヲ破リ。身ヲ喪フ徒ノ如キハ。畢竟不學ヨリシテカ。ル過チヲ生スルナリ。從來學校ノ設アリテヨリ。年ヲ歴ルコト久シト雖モ。或ハ其道ヲ得サルヨリシテ。人其方向ヲ誤リ學問ハ士人以上ノ事トシ。農工商及ヒ婦女子ニ至ツテハ。之ヲ度外ニオキ。學問ノ何物タルヲ辨セス。又士人以上ノ稀ニ學フ者モ動モスレハ國家ノ為ニスト唱ヘ身ヲ立ルノ基タルヲ知ラスシテ。或ハ詞章記誦ノ末ニ趨リ。空理虚談ノ途ニ陥リ。其論高尚ニ似タリト雖モ。之ヲ身ニ行ヒ事ニ施スコト能ハサルモノ少カラス。是レ即チ治襲ノ習弊ニシテ。文明普子カラス。才藝ノ長セスシテ。貧乏破産喪家ノ徒多キ所以ナリ。是故二人



タルモノハ。學ハスンハ有ヘカラス。之ヲ學フニハ。宜シク其  
 旨ヲ誤ルヘカラス。之ニ依テ今般文部省ニ於テ。學制ヲ定  
 メ。追々教則ヲモ改正シ。布告ニ及フヘキニツキ。自今以後一  
 般ノ人民。華士族農ユ  
高及婦女子必ス邑ニ不學ノ戸ナク。家ニ不學ノ人  
 ナカラシメン事ヲ期ス。人ノ父兄タル者宜シク此意ヲ體認  
 シ。其愛育ノ情ヲ厚クシ。其子弟ヲシテ必ス學ニ從事セシメ  
 サルヘカラサルモノナリ。(明治五年八月二日  
布告)

其去年六月ふ木曾北陸道を上り一よる。五萬餘騎と聞え  
 一。今四宮河原を落ちけるよる。たゞ七騎ははまぎざまけり。  
 粟津のをはりよる。心を猛く思へども。運の極に悲しきハ。主  
 従二騎はなりより。ありて中有の旅は空獨ゆるなる道ふ

れを思やる。あき哀あき。木曾殿鎧鎧をりら杖突る。今井よの  
 たまむけるも。日あらハ何と思もぬ薄金などやらん重く  
 覺ゆる也とのつとまへを。兼平あんでふさる事侍う。日來  
 一。金は増らば。別一重た物をよけけむ。御年三十七。御身盛ふ  
 一。御方一勢ぬきを。臆し給ふよ。兼平一人をを餘の者千  
 騎萬騎ともあがり。め候ふべし。つひは死ぬる物故よ。己  
 るびせ見えぬ。あはむの岡は見ゆる。一むら松の  
 下は立寄り給ひ。心志づうは念佛申して御自害候へ。其程  
 一。防矢仕りや。御供申と。何れ松の下へを廻らば  
 一。三町直よ。一町よ。木曾ハなごりを惜し。都よ。い  
 を押へ。木曾ハなごりを惜し。都よ。い



ももぬる。危かりつれども。あゝまご落来つるハ。汝と一所よ  
 死あんとなり。いづく迄も。同ト枕よ討死せんと思ふまゝ  
 とのこまへバ。今井いふふかくるのゑまよふ。君自害志給ふ。  
 兼平則討死なり。是をみ終一所よ死ぬるとも申せ。兵の剛  
 ちると申まハ。最後の死を申となり。まごの大將軍の宣旨を  
 蒙る程の人ハ雜人中ふ打伏せらむと首をとらせん事。心  
 うかる危し。とくく落給ひ。御自害あるべしとまごめけれ  
 む。木曾誠ふと思ひ。むらむ此岡の松をさし。馳行きたり。今  
 井も木曾を先だて。引返しく。命も惜まば戦ひたり。木曾も  
 今井を振捨。驟よ任せ歩ませゆく。比ハ元暦元年正月  
 廿日の事なむ。峰の白雪深く。谷の氷もとけざりたり。

向の岡へまごうむよと志し。つら、結べる田を横ようつほ  
 どよ。深田よ馬を馳入せ。うてどもくゆのまきり。馬も弱  
 り。主も疲せり。やれバ。やかくまれども。うしむまき。木曾ハ  
 今井やほぐくと思ひつ。うらへ見返りたり。やれ。相摸  
 國の住人石田小太郎為久が能引。放つ矢よ。内兜を射させ  
 ず。真額を馬の頭よちて。うらぶ。ふゆ。まき。為久の郎  
 等二人馬よ全飛。あり。深田よ入り。木曾を引落し。やの  
 首を取ける。今井是をみ。今ど最後の命ある。急ぎ  
 御供よ参らんとて。進出で。申しける。日来ハ音ももき  
 らん。今ち目ももみよ。信濃國の住人中三權守兼遠が四男。朝  
 日將軍の御め。今井四郎兼平あり。鎌倉殿よも志る



一めりたる兼平を。首とりて見参よいせよやと。数百騎の中よりけ入る。さんぐよ戦ひをども。大力の剛の者よりこれに。寄る組む者あり。たゞ開きて速矢よのみぞ射る。さむらひをひよけせむ裏の。けきまて射ねる手もあをど。兼平ハ筋小残るハさちの矢よ。八騎射おとけける。太刀を抜て申けける。日本一は剛の者。主人の御供よ自害する。見ならへや。東八箇國の殿をらと。太刀の鋒口よくま。馬よまをのきまよ。あち貫きてを死よける。兼平自害の後。名粟津の軍もありの。源平盛衰記

昔瀧川一益ノ扈從ニ稲田喜三ト云ハ九藏益村ノ弟ナリ。六月三日ニ一益ノ命ヲ以テ日光宇都宮那須佐竹ニ使シ。同

月十九日館林ニ歸り着テ金窪ノ軍ニ瀧川打負上方へ逃上リツト聞。供シツル者ヲ呼近ヅケ今ハ是マデナリ已々が身ノ立ヤウニ心掛ベシ。某一人ハ左近殿ノ跡ヲ慕ヒ上方へ上ルベシ。去斥敵ノ陣ノ前ナレバ討留ムトスルナラム。心安ク罷通ル。カタカルベケレバ。落ント思人々ハコレヨリ落ヨト云ニ。落ムト云モノ一人モナリ。主從十八人北條ノ陣ノ前ニテ討死セントテ逸足イダシ進タリ。既ニ前橋近ク成ケレバ。喜三馬ニ打乗十七人ヲ前後左右ニ立テ。静々ト城ノ大手ノ前ニ歩セヨリ。是ハ瀧川ガ侍ニ稲田喜三ト申モノナルガ。下野常陸ニ使シテ金窪ノ軍ニ合ズ遺恨ヤルカタナシ。但左近討死モセテ義輪ニ入り。夫ヨリ上方へ上リテ候ヨシ。我



等モ跡ヲ追テ上リ候ハムガ。御陣ノ前ヲ罷通ル止メムト思  
召候ハ、喜三今年十七歳潔ク討死シ。魂魄バカリ主ノ跡ヲ  
慕候ベシ。止玉フベカラズハ實政ノ渡ノ舟ヲ出シ玉リ候ヘ  
ト呼リケレバ。大手ノ門ヲ守リケル遠山豊前守コレヲ聞氏  
直ヲ諫ケルハ。瀧川ヲサヘ跡ヲシタハズ心ノマ、二峠ヲ越  
サセタリ。矧コレハ其郎従ナリ。且十七ト云ハ實三サモコソ  
有ナラン。左程幼稚ノモノナルヲヤ。志コソケナゲナレ。實政  
ノ關ヲ開カレ。板端安中ノ者ドモヘモ子細ナク通スベキ由  
仰遣ルベウモゾ候ハムト云。氏直モ別意ヲ立ルニ及バズ。遠  
山ガ申ノマ、ニ許容アリテ。實政ノ關ヲ開キ舟ヲワタシ。  
板端安中ノ城主ドモヘモ通達アリシカバ。何レモ木戸ヲヒ

ラキ式代シテゾ通シケレバ。喜三心安ク碓氷峠ヲ越。小室ニ  
テ瀧川ニ追付。諸方ノ返辞ヲナシケレバ。一益涙ヲ流テ感賞  
セシトナリ。(續武將感狀記)

**其**來書略。志ハ退くとも不覺候。隨分勉め勵み候へども。  
氣質柔弱ある故に進み難く候。志の親切ある故に被  
存候。

返書略。勉めらむ候處ハ。氣の力なきを勵まよふ候。假令強  
力あり。一旦勉めざるやうに進み候共。徳の力なきを。  
根よ入る入徳の益もあらず候。氣力ハ時ありて衰へ候。又  
根よ不明ある所あむバ碎け易く候。徳の力ハ明くなる所よ  
り出候へむ。氣質ハ強柔よむ候。智仁勇ある時を共よ何



り。徳性を尊く問學は道ハ是を明らよとる受用よ候。知明  
 らよなきめを。已んとされ共不已の勇力自然よ生ト候。私欲  
 の煩は聞き所はらる事よ候。明らよなる時ハ天理流行ト一  
 体の仁はらハせ候。明らよ知り候へを。則ち親切の志立候。是を明  
 うとる誠あると申候。誠よ明らよるを聖人よ候。是を明らよ  
 る功を受用せむト。只よ志の親切あるん事を願ふ候也。  
 舟多くて海を渡らんとする如くよ候。故よ大學の道ハ明德を明  
 らよとる事を先ト候。親民至善ハ皆明德の工夫受用よ候。(集義和書)  
 [其] 俊基朝臣ハ。七月十一日。六波羅へめし捕らせり。關東へ  
 送られし。再犯赦せり。法令の定る所を。何と陳ぶ  
 るとも赦されト。路次よ失を。鎌倉よ斬らる。

二ツのちいどを。バをなせト。思ひ設けを。出らせり。落花  
 け雪よ踏みまよふ。かよ野の春は櫻がり。紅葉の錦着て欠  
 る。嵐の山は秋の暮。一夜を明を。ほごたよも。旅旅となせ。バ物  
 うたよ。思愛のちぎり。浅のぬ。我がぬる。さとの妻子を。バ。ゆ  
 くへも。志は。おまひ。あは。年久く。住し。馴し。九重の帝都  
 を。今をかぎり。と。へ。思。ぬ。旅。い。心  
 うちを。哀。憂。ま。ぬ。あ。坂。関。の。志。づ。袖。ぬ  
 を。末。ハ。山路。を。うち。の。濱。沖。を。遥。見。潮。あ。ぬ  
 海。よ。身。を。う。た。舟。の。う。き。志。づ。馬。も。と。踏  
 鳴。を。勢。田。の。長。を。ち。渡。り。行。き。の。人。よ。あ。み。路。や。世。を  
 う。ぬ。の。野。よ。な。く。た。ら。も。子。を。思。ふ。と。哀。あり。時。雨。も。い。る。



るる山に木の下露は袖ぬきそ。風は露ちる篠原や。笹こくる  
 道をまぎゆけバ。鏡の山をありとて。涙よとてりて見え日  
 ろ。物を思へバ夜のまよも。おいと森の下草ふ。駒を止免  
 つかへりみる。故郷は雲石隔つらん。番馬醒ぐ井柏原。不破の  
 關屋も荒れとて。猶もる物ハ秋の月。いつう我が身れをかり  
 なる。勢田の八つるぎ伏拜と。志ほひよ今やまらみぐ。傾く  
 月よ道とえ。明けぬ暮せぬと行く道の末ハいつくとや  
 ほくまみ。濱名の橋は夕潮ふ。しく人も水き捨小舟。沈まを  
 てぬ身も。誰うあまれとゆふぐせの。入相ふれバ今  
 ちと。池田の宿はつたたまふ。元暦元年の頃と。重衡の  
 中將は。東夷の為よとらはせ。おは宿ははき給ひ。東路

のまふは小屋の。ゆぶせきよ。故ととい。こひ。のら  
 んと。長者の娘はみ。古の哀を。思残さぬ涙  
 あり。旅館は燈幽。雞鳴曉を催せ。匹馬風よいをえて。  
 天龍川をうち渡り。さやの中山越え行け。白雲道をうづこ  
 來。そよもあらぬ夕暮。家郷の天を望。昔西行法  
 師の命ありけ。詠どつ。二むび越え。跡や。うらや  
 ありくを思はせ。隙ゆく駒の足早み。日を。亭午よ上を  
 巴。かせい。進る。輿を庭前よ。かき止む。なごえをた  
 と。警固の武士を近づ。宿のな。菊川と申  
 ちありと答へ。承久の合戦の時。院宣かきた。答よ  
 よ。光親卿關東へ召下され。おは宿よ。誅せら。時



昔南陽縣菊水。汲下流而延齡。今東海道菊川。宿西岸而終命。  
とかきたる。速き昔の筆跡。今ハ我が身の上よなり。哀や  
いそぐやまうらん。一首は歌を詠トモ宿の柱もどかすけり。

古もかふるためーをきく川の同ー流よ身をや沈めむ  
大井川をまぎ給へを都よ何事ー名をたて。龜山殿の行  
幸の嵐山の花盛。もうどうげきまゆの舟よのり。詩歌管絃  
の宴よ侍。今ハ二たび見ぬ夢とありぬと思ひつ  
け給ふ。島田藤枝ようらま。岡べのまぐら枯せて。物悲  
しき夕暮よ。宇都の山べを越行けを。蔦楓いと茂りて道もぬ  
昔業平中將のまみ所を求むと。東の方へ下りよ。夢  
よも人よ何れぬありと。みまうりも。かくやと思ひ志

らせり。清見がを過ぎ給へを。都ようへる夢をさへ。通さ  
ぬ波の關守よ。いそぐ涙を催され。向ハいづみはが崎興津。  
蒲原うちをぬ。ぬのの高根をみよ。雪の中より。ら  
煙上なき思よ。あつ。明る霞よ。松見え。浮島が原を  
過行けを。あはひや浅き舟をえ。あまのつ田子のみづの  
らも。う世をめぐる車。竹の下道ゆき。あむ。足がら  
山のうげり。大磯小磯見ある。袖も波はあゆむ。  
のいそぐ。あむ。日數積む。七月廿六日の暮程  
よ。鎌倉よ。給ひけれ。太平記

其板倉内膳正重矩。家ニ故有テ傳ヘシ。弓ヲ常ニ居間ニ被置  
シニ。内膳留主ノ内ニ。側ニ被仕シ。若侍。素引シテ見ント思ヒ。



引込ケレバ。古キ弓ナル故。大鳥打ノ外竹ハジリタリ。此者大ニ迷惑シテ。家老マデ爾々ノ由申ケレバ。夫ハ以ノ外ノ事也。其御弓ハ御代々傳タル御重キ寶ノ一ツ也。御機嫌ノ程難計トテ。先其者ハ遠慮為致置内膳被歸候節。機嫌ヲ見合セ右ノ段ヲ申候ヘバ。内膳聞テ其者又是ヘ呼候ヘト被申ケレバ。定テ手討ニモ可被致哉ト。其人ハ勿論。各堅唾ヲ飲居タルニ。内膳申ケルハ。居間ニ立置候弓。引折タル由。其方が常々ノ奉公ノ真實有。故ニ心ノ外ナル忠義ヲナシタル也。其故ハ彼弓ハ用心ノ為ニ居間ニ立置タルナリ。然ルニ今其方が素引シテ折レル弓ナレバ。某ガ引クトモ必定折ヌベシ。左スレバ急難有之節我等越度ヲ取ベシ。無事ノ時ニ折レタルハ我等

ガ身ノ吉事ナリ。穴賢迷惑ニ思フベカラスト被申渡シニ仍。其身ハ申ニ不及。近習外様ノ者共。一同ニ感涙ヲ流シ。此主人ノ為ニ一命ヲ抛シ。事不惜ト思ハヌ者ハ無リシトナリ。(翁草)

其氣を養ふよ。番の字を用ゆ。老子此意をいへり。番ハをしむ也。元氣を惜ミテ費ヤセざるなり。譬ハ各番多ク人の材多く餘あせども。惜ミテ人ノ與ヘざるガ如クあるべし。氣を惜めを元氣減らシテ長命ナリ。(養生訓)

荒漫々なる海上よ。いづくとも多く漂ひて。四日ばかりはまきぬ。二十七日の夕々しくも。杵築江浦より西風をげしく吹て。いづちなる船きよと心さう知せしうども。風よちかせしよ。夜よ海上も志づらうと。明ぬをばこころか。みも見ゆるよ。



伯耆の湊よつきぬ楫とりぬ。今ハちからほきぬといふを。せ  
 かくし大坂といふとあらへつきぬ。あつ荒磯よ釣舟  
 ちよもすれあり。こは所のぬーといふも都よけりてを  
 ちよーけりよつきぬ。あつやよびきものもちよー。ともある人  
 一人二人猶人もとめよとて出ぬ。楫とりぬよげうせぬを。  
 あやき苦の下よ。只獨らづきを居る。心の中。いもん  
 たふ。ちよーあんど引つくるひて。今ハかきりと待居  
 るよ。舟のちよふ人一人來り。荒々しくもなきハ。いのち  
 ちよあやきよ。忠顯を尋ね。御迎のよーを奏す。これ  
 ーあんどのか。ためをいふべうんぬ。中々其時ハ心  
 もあつ及ぶべきよけ。思ひ出るたじごと。其氣味

あはむよけり。忠を致さ輩。いづせも疎あふべきよけ  
 らぬども。指あつり待出ると。心地あん。たふべき方  
 ちよあつ。

忘せぬやよ。ちよのちら磯を御舟の上よと。心を  
 長年が忠功。後代の人よもあつせんためよ。あつあつ也。ち  
 ちよの君よも。あれを見せたつ。つを。いづあつあつら  
 ん。私れ子孫まもも。此忠ハ朽ちとあつ人を。正直を以て報  
 國と。ちよ。ちよあつ。

(扶桑拾葉集) 後醍醐天皇名和長年  
 賜てけり御書

卅 水戸中納言光國卿ハ。頼房卿ノ第三ノ子。東照宮ノ御孫也。  
 寛永十年威公ノ嗣。イマダ定ラザリシカバ。嚴有院殿ノ仰ニ



テ。中山備前守信吉水戸ニ至リ。光國卿三ツニ成玉ヒシヲ見  
テ。カクト申上テ。嗣ニ定マリヌ。正保二年。史記ノ伯夷傳ヲ讀  
テ。深ク感ズル處アリ。是嗣ハ兄ノ頼重立玉ハン事ナルニ。カ  
ク定マリツレバ。長子ノ方ニ家ヲ讓ルベキ志。是ヨリシテ起  
レリ。是ヨリ又學問ヲ好ミ玉フノ志篤シ。明曆三年ヨリ大日  
本史ヲ撰ビ始メラル。神功皇后ヲ帝紀ヲ黜ケテ后ニ列シ。  
大友皇子ヲ天子ト定メ。南朝ヲ正統ト立ラル。皆此君ノ義烈  
ナリ。寛文三年。頼房卿卒去アリ。葬禮僧家ノ法ヲ用キズ。瑞  
龍山ニ葬リ威公ト謚シ。厝ヲ水戸ノ城中ニ立ラレ。祭祀ノ儀  
式ヲ定メ玉フ。殉死スベキ士アリシニ。自ラ其家ニ至リテ止  
ラル。ニ。其理正シキ故ニ殉死ヲトツマリシカバ此事聞エテ

殉死天下ニ一統停止ノ旨。仰出サレシハ。此君ノユヘナリ。又兄  
ノ頼重卿ノ子。松千代綱方ヲシヒテ養嗣トセラレン事ヲ乞  
テ。若聞入ラレヌバ世ヲ遯ルベキ志ナリシカバ頼重卿許諾  
アリ。松千代ノ弟采女綱條ヲモ引トリ養ヒ玉ヘリ。明朝ノ遺民朱  
之瑜トイヒシ文學アル者清朝ノ粟ヲ食セシトテ日本ニ渡  
リシヲ。筑後柳川ノ文學安東省菴。其俸祿ノ半ヲ分テ養ヒ  
置シヲ召テ師トシ玉ヘリ。綱方病ニヨリテ卒去有シカドモ。  
弟綱條ヲ養ヒ置レシ故。即世嗣ニナシ給ヒヌ。延寶元年孔  
子ノ堂ヲ水戸ニ立玉ハン為。江戸駒込ノ屋敷ニカリノ設ヲ  
ナシ玉フ。日本古ヨリノ仮名ノ文章ヲ編テ三十卷トナシタ  
ルヲ。天聽ニ達シ。後西院ノ帝。名ヲ扶桑拾葉ト賜ハ



リ即獻シ奉リ玉フ。天和二年朝鮮ノ使臣江戸ニ來リ。三使進物ノ目錄禮義ヲ失セル故。三條ノ疑問アリシニ答フル詞ナカリシトナリ。後西院ノ帝ノ勅命ニヨリ。鳳足トイハル御硯ニ銘ヲ作ラレシカバ。宸筆ヲ下シ玉ハリテ賞美セサセ玉フ。其御詞ノ中ニ備武兼文絶代名士トイヘル句有シヲ印ニ彫セラレシトナリ。元祿三年領國ヲ綱條卿ニユヅリ玉ヒ。權中納言ニ任ジ玉ヒシガ。程ナク辭表ヲ奉リテ歌ニ

位山のゆゑも 苦し老の身ハふととみ里を住よかりけり。

是ヨリ常陸ノ久慈郡太田郷ノ西山ニ引籠リ玉ヒシニ。山莊ノ有サマ萱ヲモテ葺。門垣ニハ葛ハヒカ、リ。只竹ガキ一重ニテ池ニ蓮ヲ植。西山ノホトリニ桃數百株アレバ。川ノ流レ

ノ橋ヲ桃源橋ト名ヅケ。鹿ヲハナチ鶴ヲカハセ玉フニヨクナツキケリ。瑞龍山ニ壽藏ヲ設ケ。衣冠ヲ埋ミ碑陰ノ銘ヲ自ラ作り給ヘリ。久慈郡小野平村旗櫻寺ニ祠堂ヲタテ。頼義義家ノ神主ヲ置セラハル。又攝州湊川ニ楠正成ノ墓ヲ修シ碑ヲ立テ。碑面ニ嗚呼忠臣楠子之墓ト自筆シ。陰ニハ舜水ノ撰シ讚ヲホラセラレ。又舜水ノ碑ヲ瑞龍山ニ建テラレ。其文集ヲ輯シテ門人源光國ト称シ玉ヘリ。彰考館ヲ作りテ和漢ノ群書ヲアツメラレシニ。遠國他郷ニ學士ヲ遣ハシ。半紙一行ノ反古ヲモ見ルニ隨ヒ拾収メ玉ヒケルホドニ。色々ノ書ドモ編集有ケリ。中ニモ礼典類聚五百卷ハ。日本古來ヨリノ寶典ト稱スベシトイヘリ。寛文五年領國中ノ淫祠三千



八百コボチステ。新地ノ寺院九百九十七除カレ。多珂郡ニテ  
 廣野アリシニ馬ヲ放チ牧トナシ玉ヘリ。地ノ利ヲ盡ス術ニ  
 心ヲ盡サレ。海參白魚昆布ヲヒ沼ガ浦ニマキ。海ニ蛤ヲハナ  
 千。是ヨリ海物多ク出ヅ。山ニハ漆楮多ク植サセ玉ヒケリ。元  
 祿十三年西山ニ逝去アリ。義公ト謚セシトナリ。(常山紀談)

**世**凡平生の心法ハ。眞實<sup>ニ</sup>。偽<sup>ニ</sup>。中庸<sup>ニ</sup>。誠  
 天之道也。誠之者人之道也。以<sup>テ</sup>。誠<sup>ニ</sup>。天之道也。以<sup>テ</sup>。陰  
 陽の志<sup>ニ</sup>。日月乃め<sup>ル</sup>。春夏秋冬の次第。以<sup>テ</sup>。今もか  
 ら<sup>ニ</sup>。草木は春生ト。夏長ト。秋<sup>ニ</sup>。冬<sup>ニ</sup>。年々  
 にか<sup>ニ</sup>。皆是天道の誠<sup>ニ</sup>。人<sup>ノ</sup>。力<sup>ニ</sup>。と  
 と<sup>ニ</sup>。誠<sup>ニ</sup>。人<sup>ノ</sup>。天地<sup>ニ</sup>。子<sup>ノ</sup>。天<sup>ノ</sup>。道<sup>ニ</sup>。誠<sup>ニ</sup>。法<sup>ニ</sup>

一。順<sup>テ</sup>。行<sup>ハ</sup>。是<sup>レ</sup>。誠<sup>ニ</sup>。ハ。人<sup>ノ</sup>。道<sup>ニ</sup>。孔子<sup>ハ</sup>。主<sup>ニ</sup>。忠<sup>ニ</sup>。信<sup>ニ</sup>。と<sup>レ</sup>  
 あり。此意<sup>ハ</sup>。誠<sup>ヲ</sup>。以<sup>テ</sup>。人<sup>ノ</sup>。心<sup>ノ</sup>。主<sup>ト</sup>。と<sup>ス</sup>。也。忠<sup>ハ</sup>。信<sup>ハ</sup>。即  
 人<sup>ノ</sup>。誠<sup>也</sup>。誠<sup>ハ</sup>。忠<sup>ニ</sup>。信<sup>ニ</sup>。と<sup>レ</sup>。忠<sup>ハ</sup>。信<sup>ハ</sup>。心<sup>ノ</sup>。偽<sup>リ</sup>。と  
 信<sup>ハ</sup>。言<sup>ト</sup>。事<sup>ト</sup>。に<sup>テ</sup>。偽<sup>リ</sup>。と<sup>ス</sup>。ハ。信<sup>ハ</sup>。誠<sup>ハ</sup>。天  
 理<sup>ノ</sup>。自然<sup>ヲ</sup>。云<sup>フ</sup>。忠<sup>ハ</sup>。信<sup>ハ</sup>。人<sup>ノ</sup>。勉<sup>メ</sup>。行<sup>ハ</sup>。誠<sup>ヲ</sup>。云<sup>フ</sup>。理<sup>ハ</sup>。一<sup>ト</sup>  
 自<sup>ラ</sup>。ある<sup>ト</sup>。勉<sup>ム</sup>。と<sup>ス</sup>。程<sup>子</sup>。人<sup>ノ</sup>。道<sup>ハ</sup>。唯<sup>ニ</sup>。忠<sup>ニ</sup>  
 信<sup>ニ</sup>。あり。誠<sup>ハ</sup>。物<sup>ヲ</sup>。以<sup>テ</sup>。行<sup>ハ</sup>。君<sup>ノ</sup>。父<sup>ノ</sup>。は<sup>レ</sup>。の<sup>ハ</sup>。ふ<sup>ル</sup>  
 誠<sup>ハ</sup>。忠<sup>ハ</sup>。孝<sup>ハ</sup>。は<sup>レ</sup>。萬<sup>ノ</sup>。事<sup>ニ</sup>。誠<sup>ハ</sup>。實<sup>事</sup>。は<sup>レ</sup>。勉<sup>メ</sup>  
 行<sup>ハ</sup>。是<sup>レ</sup>。無<sup>レ</sup>。物<sup>也</sup>。善<sup>事</sup>。を<sup>テ</sup>。勉<sup>メ</sup>。行<sup>ハ</sup>。名<sup>利</sup>  
 の<sup>ハ</sup>。為<sup>ス</sup>。誠<sup>ハ</sup>。以<sup>テ</sup>。行<sup>ハ</sup>。是<sup>レ</sup>。誠<sup>ノ</sup>。善<sup>也</sup>



(天和俗訓)

卅二 人其心を身に主あり。心乃官に思ふ事をほつるを思案  
 なり。心を官を失ひて職分空しくあり。家も主なく軍  
 も大将なきが如し。耳目口体の欲よひつを。悪は流れて乱れ  
 をさすべ。毎日口より事身を行ふことを。事毎よ心は思案  
 し。慎む言を出し。口を戒行へば。口をより寡く。後悔をく  
 し。人のあやまりをなす。悪を行ふを思案せざればあり。よ  
 く思へば過悪あり。過悪をけせば後悔あり。凡そ身の行ひ  
 は後悔あり。ん事を思ふべし。 (初學訓)

卅三 舊友問。士の義何を先立べきや。答ふ曰。律義を立べ  
 し。一言の約誓紙誓言あり。共人の見ざる所は於て人の

云し。違ふべからむ。少く問學ある者。得たは道理を  
 付て不信ある事有。譬へば人の秘する書物を借る時。先  
 の人寫を度からむ。見る事のと許すと云へる。其人を信  
 する事也。然るも借たる人。是は善事をなすに寫しては苦  
 らむと思ひて。寫しとむるを隠して悪をなす。やうも  
 ぬけをども。心は律義の立ざる事ハ悪をなす。人よ同じ。  
 左様の堅固なぬ心根あせば。其事あつても。人慥に思はざ  
 る也。人よ疑はせざる。律義の心を立定むべし。此所なきを  
 人よ非む。 (集義和書)

卅四 御二代目ノ御時。諸大名ヲ召レ。土井大炊頭ヲ以。被仰出  
 ケルハ。来年西御丸様へ。御代御譲リ可被遊間。其旨相心



得候様ニトノ御事也。各自出度奉存由。御請申上退出有シニ。獨井伊掃部頭御請ノ体見ヘズ。年若ナガラ思惟ノ様子ニ見ヘケレバ。大炊頭見之。掃部頭ヲ御白書院ヘ呼ノケテ。唯今上意ノ趣ニ就テ。何トゾ思召有之哉ト。尋子ヲル。掃部頭云ク。尤御察シノ通ニ候。右ノ上意ハ天下ノ亂ノ端ニ奉存候故御請不申上下答。利勝其意ヲ問。掃部頭云ク。其事ニ候。大坂御陣モ未間モ無之。江戸御城惣石垣御普請并駿府御城御普請。其外諸方ノ御手傳等ニテ。天下ノ大名困究大カタナラス。然ルニ又々来年御隱居被遊候ハ。右ノ御祝儀將軍。宣下ノ御能杯。弥困窮下ヲ削リ民ノ苦ニ可相成候ヘバ。乱ノ端ト存ジ歎ケ敷奉存候旨被申ケレ

バ。利勝モウナヅキ御前ヘ出ラレ。掃部頭存分ノ趣ヲ委ク言上セラレケレバ。是ヘ呼候ヘトノ上意ニテ。則掃部頭御前ヘ被出。其時上意ニ。只今大炊頭ヘ申聞候趣被聞召尤ニ思召候。併此儀ハ。寂早諸大名ヘ被仰出候儀故。今更被成カタモ無御坐候。以来モ存寄ノ儀ハ。無遠慮真直ニ可申上由ノ仰也。時ニ大炊頭ハ。掃部頭ニ御請ノ儀ヲ勸レ共。掃部頭不諾シテ。重テ被申ケルハ。拙者存寄ノ趣尤ニハ思召候ヘトモ。寂早被仰出候事故。御取上不被遊候段。乍恐上意トモ不奉存候惣シテ上ノ仰ニ於テハ。御尤ニ無之儀ヲ。被仰出候テダニ諸大名御請被申上候。况テ御尤ノ義ヲ被仰出候半ニ。誰カ否ト可申上。拙者申上候趣。寔ニ尤ト思召候ハ。再ビ大名ヲ被召。其趣被仰



直候ハ。其時コソ其モ難有トノ。御請ハ申上ベケレト。大炊頭ニ向テ被申ケルヲ。聞召テ。御前ニモ聊御當惑ノ御体ヲ見奉リテ。大炊頭被申上ケルハ。私杯ハ最早老衰仕御用ニモ難立候處。若キ面々加様ナル直言ヲ申上ル事。天下御長久ノ驗シ。目出度御事ニ奉存候。掃部頭申上候所道理ニ相當候間。明日諸大名ヲ再被為召。掃部頭申上候趣。被仰出可然ヤト。被申上ケレハ。御前ニモ左様ニ被思召由ニテ。明日諸大名ヘ可申達旨被仰出ケル時。掃部頭謹テ愚意御取用被下段。難有旨泪ヲ流シ申上ルニ付。明年ノ御隱居被思召止ノ旨。大炊頭ヲ以被仰出シトナリ。此掃部頭ハ子路ノ決断ノ尤是ナリト。世人申沙汰セシトヤ

(翁草)

其五其比備前國ニ兒島備後三郎高德ト云者アリ。主上笠置ニ御座有シ時。御方ニ參ノ揚義兵シガ。事未成先ニ笠置モ被落楠モ自害シタリト聞エシカバ。カヲ失フテ黙止ケルガ。主上隱岐國ヘ被遷サセ給ト聞テ。無貳一族共ヲ集テ評定シケルハ。志士仁人無求生以害仁。有殺身以為仁トイヘリ。サレバ昔衛ノ懿公ガ北狄ノ為ニ被殺テ有シヲ見テ。其臣ニ弘演ト云シ者是ヲ見ニ不忍。自ラ腹ヲ搔切テ懿公ガ肝ヲ己ガ胸ノ中ニ收メテ。先君ノ恩ヲ死後ニ報ジテ失タリキ。見義不為無勇イザヤ臨幸ノ路次ニ參リ會。君ヲ奪取奉テ大軍ヲ起シ。縦ヒ尸ヲ戰場ニ曝ス共。名ヲ子孫ニ傳ヘント申ケレバ。心アル一族共皆此義ニ同ス。サラバ路次ノ難所ニ相待テ。其隙ヲ可伺



トテ備前ト播磨トノ境ナリ。舟坂山ノ巔ニ隠レ卧今ヤノト  
 ヲ待タリケル。臨幸餘リニ遅カリケレバ。人ヲ走ラカシテ是  
 ヲ見スルニ。警固ノ武士山陽道ヲ不經。播磨ノ今宿ヨリ山陰  
 道ニカ、リ遷幸ヲ成奉リケル間。高德ガ支度相違ノケリ。サ  
 ラバ美作ノ杉坂コソ究竟ノ深山ナレ。此ニテ待奉ントテ三  
 石ノ山ヨリ直違ニ。道モナキ山ノ雲ヲ凌キテ杉坂へ著タリ  
 ケレバ。主上早院ノ庄へ入セ給ヌト申ケル間。無力此ヨリ散  
 タニ成ケルガ。セメテモ此所存ヲ上聞ニ達セバヤト思ケル  
 間。微服潜行ノ時。今ヲ伺ケレドモ。可然隙モ無リケレバ。君ノ  
 御座アル御宿ノ庭ニ。大ナル櫻木有ケルヲ。押削テ大文字ニ  
 一句ノ詩ヲ書付タリケル。

天莫空勾踐

時非無范蠡

御警言固ノ武士共。朝ニ是ヲ見付テ。何事ヲ何ナル者カ書タル  
 ヤラントテ讀カネテ。則上聞ニ達ノケリ。主上ハ臆テ詩ノ心  
 ヲ御覺有テ。寵顔殊ニ御快ク笑セ給ヘドモ。武士共ハ敢テ其  
 來歴ヲ不知。思咎ル事モ無リケリ。 太平記

〔恭〕 悚懼戰栗昧死而々言上ヌ。臣義邦ノ微名。罔ラズ大總督殿  
 下ノ上聽ニ達シ。江府鎮撫ノ義。御委任仰セ出ダサレ。且昨今  
 ノ時勢ニ付。苦慮盡力仕リ候段。御感賞之アリ。猶此上忌諱ヲ  
 憚ラズ陳述候旨。深厚之寵命恐懼ニ堪ヘズ候。元來臣義邦無  
 才無能唯一點之愚衷心ヲ欺カザルヲ以テ平生ノ素心ト仕  
 リ候。然ルニ今般御指令ノ趣。身ニ取り候テ織芥成シ得候事



功ノ覺モ之レナク。實以テ存モ寄ラザル事。令旨ヲ奉ジ。恰モ  
夢中又夢境ニ入ル如ク。恍トシテ報答致ス可キ所ヲ知ラズ。  
且又仰セ付ラレ候職事ノ如キハ。臣義邦不肖敢テ其大任ニ  
當リ申スベキ器量之レナク候。然ニ猥リニ恩榮ヲ貪リ候テ  
ハ。上朝廷ヲ欺キ奉リ。下民望ニ背キ候筋。何分拜任ニ堪ヘ申  
サズ恐レ入り候。抑昨今天兵東降ノ際。城地獻納ノ日ニ至ル  
マテ晏然鎮靜仕リ候ハ。中々臣義邦等が苦慮盡カノ及ブ所  
ニアラズ。偏ニ皇威ノ赫々タルト。寡君慶喜至恭至順誠心ノ  
致ス所トニ職トノ是レ由リ候。實ニ慶喜一身ノミナラス。祖  
宗ノ基業ヲ捨テ。全ク一家ノ私ヲ顧ミズ。幽閉待罪ノ日ト申  
スト雖モ。天朝ヲ尊奉シ。皇國治安ヲ祈ルノ意。聊情ル所ナク

義邦輩ニ於テモ其誠意ニ感シ鄙心頓ニ消盡仕リ。只管慶喜  
ノ純忠ニ體認仕リ候。尤府下寧靖天兵臨城ノ日。市肆變ゼズ  
衆庶皇恩時雨ノ如キヲ感戴仕リ候事ハ。一ニ聖化ノ普キニヨ  
ル所ト雖凡亦慶喜恪謹恭順ノ微功之レナシトモ申シガタシ。  
臣義邦愚昧往日慶喜將ニ天譴ヲ蒙ルノ時。死ヲ以匡救仕ル  
ベキ處。微力其功ヲ奏セズ。遂ニ六師征討ヲ勞シ。一時邦内騷擾。  
尚ホ不測ノ變故モ候ハ。其末外國覬覦ノ端ヲモ開キ申ス  
可ニ立至候段。萬死償ヒガタシ。追念茲ニ及候得バ。慚懼身ヲ  
容ルノ地ナシ。如何ゾ大總督殿下ノ恩命ニ報ズルニ堪ヘシヤ。  
負罪ノ臣今更一言ヲ奉獻ノ地位ニ之レナク候得共。今日拜見  
仕リ候ニ。芻蕘ノ言ヲモ捨テサル御旨モ之レアリ候間。忌諱



ヲ憚ラス。愚衷陳啓仕り候。誠ニ府下静謐遠ク邊境ニ及ホシ。生靈ノ安寧ヲ謀ラント欲セハ。臣義邦輩ノ微力及ブ所ニ非ズ。前段陳述仕り候如ク。恭順至誠士民ヲシテ自ラ感化セシムル慶喜近日ノ行實コソ能ク其地位ニ適當仕り候歎ト存ジ候。仰ギ願クハ。聖徳天地ニ均シキ皇怒ヲ以テ慶喜ヲシテ退隱仰セ付ラレ。府内ニ還住ナサシメラレ候ハ。府下ノ衆庶必ズ其恪恭ニ薰陶セラレ。令セズシテ安靖ニ至候ハン。尤負罪ノ慶喜遜國ノ間モ之レナク府内へ還サセ候儀。朝廷ノ御威光ニモ拘り申ス可キ議論モ之レアル可ク候得共。假令惡人ニ候トモ悔悟改心仕り候得ハ。咄嗟間ニ善人ニ相ヒ成リ申候事ニ候。況ンヤ慶喜元ト惡人ト申ニモ之レナク。一時過錯馭下ノ

方ヲ失シ候ヨリ 天怒ヲ犯シ奉リ。以來痛責自艾仕候實蹟ハ明々了々ニ候。然レバ今日ノ慶喜ハ前日ノ慶喜ニハ非ラズ。方今國家多難ノ際。破格ノ御権道ヲ以テ一ツノ御仁術ヲ施サセラレ候ハ。無用ヲ以テ有用ヲ助ケ。皇化ノ萬一二モ裨補ナシト云フベカラズ。斯ク縷々置カザレバ。偏ニ慶喜ノ為ニ地ヲ為シ候様。御嫌疑ノ免レザル所ニ候得共。臣義邦素ト一事不欺ヲ以テ世ニ處シ候平生ノ持操ハ。大總督殿下及ビ元戎軍門從征一二ノ吏臣ニモ粗存知ノ人モ之レアリ候ハン。力。至愚至戇ノ情意御洞察下サレ度。誠恐誠懼死罪々々敬テ白ス

大總督府ニ上ル書 藤安房

(近體名家文鈔)

此河を浪早〜といへども。底深〜。岩高〜といへども。



渡瀬多し。河を渡りて岸をおとす事也。鎧のふみやう。手網のあやほりよあり。馬の足をかどへて浪間を分けよ者どもと進こりせむ。然る處きとて伴ふ者ども中三百餘騎を伴ひたる足利又太郎真先おけり下知りけり。此河ハ流あらくしと底深し。大事の河とあやまちまな肩を並べり手を取組みさごらん者をはり苦ふ取ほのせよ。強き馬をを上手へ立てし。弱き馬をバ下手よ並べよ。馬の足のとづのん程ハ手網をまくりて歩ませよ。馬の足をづまバ手細をとれり遊がせよ。前輪よあ多くこのせ。水越さバ馬のせうづよ乗里かかせ。水よ多多く力を入せよ馬よ輕く身をかく處し。手網小實をあしせよ。さしつをとり引おろくな。敵よ目をかけよ。餘

よ仰のき内いづと射させむ。餘よりつぎきててへん射させむ。鎧の袖をまのかりよしてよ。水の上よ身づくろふを。我が馬弱しとて人の馬よかきとて二人なごらおし流さる。我等渡まると見るなごむ。敵も矢ふまをほくりて射んざらん。敵ハ射るともおのくあへし矢射んとす。河の中よ弓引り。推流されり笑する。な。弓の本苦わらむをかりよ。うちあけよ。あまなぐ心を一つよ遊し。えんこ名出し渡まべし。かよ渡りてあやまちまな。水よ従ひてなごれり。りよ渡まべしとて橋より上へ三段をのりうちあけり。三百餘騎さしうち入せ。えいしとをあきさけし。渡まらり。橋のまへ一段まのらむ。三百餘騎一騎も流さば皆ぐりてむ。のこの岸へきとあ



ぶる。あせを見り千騎二千騎打入り、渡りて二萬餘騎馬と人にと防せり。漏りて水を見えざりぬ。みづうら前後の勢よつてのどりて十騎二十騎渡りける者ハ一人もたあづけ押流さる。大勢河を渡りてハ宮の兵どもも志を平寺院より引退く。足利又太郎を西の岸よりちりりて。鎧踏をり弓杖つき物の具の水走らりて鎧づきも鎧ハ緋をどしふ金物うちいまだ未の時とぞ見えり。白星のかぶと居頭み着なり。大中黒の二十四さなる矢頭高よ負ひ重藤は弓は真中取り。紅のほろけり。連錢葦毛は馬の太くなくましき。金覆輪の鞍置きと乗りける。平寺院の総門の前より打寄り。皆紅の扇しつきつのは。鎧踏をり弓杖つきて申

しける。只今宇治川の先陣渡せる。昔朱雀院の御宇承平は將門をうちけんちやうは預りし下野國の住人。俵藤太秀郷の五代の苗裔。足利太郎俊綱の子。又太郎忠綱。生年十七歳。童名王法師。小事ハ知らむ。大事の軍ハ三箇度いまだ不覺仕らむ。下畧 (源平盛衰記)

夫相摸國鎌倉ハ郡の名ゆり。大織冠鎌子丸の時。靈夢よよつて。鎌を埋むの地也。よは故よ郡の名と。漆屋の時。忠愍追補使と。文武の御宇より。聖武の神龜年中。すく。あまの居ま。それよ上総外平直方。あまの住りて。八幡太郎義家朝臣より。源家代々居住此地あり。賦しと曰。三代の將軍。九代は執權。春の花さげ。秋の紅葉と變む。柳の



都を修めり此里雀ヶ岡雲井の嶺。下の若宮ハ頼義朝臣の建  
 立ゆへ。上の若宮を源二位の勸請あり。宮柱ふとくき立て。民  
 此戸煙よだへ。江の島ハ三辨財天。三浦三崎ハ杜戸の明神  
 あり。鳥合ヶ原ハ相模入道ウ鬮犬の地。由井ハ濱ハ下河邊の  
 庄司が笠懸を射初る。小袋阪。稲村ヶ崎。七里ヶ濱。月ヶげヶ谷  
 よる曆を作里。扇ヶ谷よる佐竹の紋ハ畦あり。腰越の寺よる  
 弁慶が申状の下書を残り。児ヶ淵よる白菊が最期の歌を  
 どむ。片瀬川よる宗尊親王の影をうけ。滑川よる青砥が錢  
 を捜る。日蓮盛久が首の座。景清がゆとが龍ハあと。大塔の宮  
 長壽院よる義朝ハ髑髏を葬る。法華堂よる頼朝の墳墓を築

く。西行上人を三夜よ軍法を説。定家の卿ハ七年和歌を談む。  
 化粧坂ハ少将よ名高く。神前の舞臺ハ静ヶ舞ををる。和田  
 畠山千葉北條管領屋敷。梶原屋鋪。佐々木屋鋪よる馬ひや  
 場の水あり。正宗の舊跡よる双をた。ふ泉を見る。花ヶ谷。蛇  
 ヶ谷。梅ヶ谷。松葉ヶ谷。建長寺。最明寺。圓覺寺。壽福寺。海藏寺  
 石割玄翁の開基。松ヶ岡。實朝の尼寺也。籠釋迦。鐵地藏。深  
 澤の大佛。長谷の観音。金洗澤。星月夜ハ井。橋の下ハ小歌。あ  
 る。牛めくらヶ威勢をを。小栗ハ説經。横山ヶ強盗を語  
 る。阿佛長明ヶ日記。重衡俊基ハ紀行。春を雪の下よ花を踏む  
 惜と。夏を山の内よ鶉を待て眠る。美奈能瀬川ハ月。御輿ヶ嶽  
 此雪。礎のあと。感慨の情を。鳩の聲ハ懷舊の脇を。斷。經



ち無好<sup>ク</sup>華ふ<sup>ハ</sup>也<sup>シ</sup>。左<sup>ノ</sup>時<sup>ノ</sup>の榮螺ハ實平<sup>ノ</sup>鹿相<sup>ヲ</sup>を殘<sup>ス</sup>。若<sup>シ</sup>磨沙<sup>ノ</sup>海老<sup>ノ</sup>柴胡<sup>ノ</sup>。ま<sup>ニ</sup>魚鼈<sup>ノ</sup>の類<sup>ハ</sup>あま<sup>ニ</sup>づきい<sup>ハ</sup>と<sup>モ</sup>い<sup>ハ</sup>く<sup>モ</sup>。高瀬<sup>ハ</sup>一<sup>ノ</sup>を<sup>ク</sup>り<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。名<sup>ハ</sup>ふ<sup>ル</sup>地<sup>ノ</sup>藏<sup>ル</sup>。武相<sup>ノ</sup>の境<sup>ハ</sup>一<sup>ノ</sup>を<sup>ク</sup>り<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。六浦<sup>ノ</sup>金澤<sup>ハ</sup>む<sup>キ</sup>一<sup>ノ</sup>地<sup>ノ</sup>あり。瀬戸<sup>ノ</sup>の明神<sup>ハ</sup>を<sup>ク</sup>り<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。四橋<sup>ノ</sup>一<sup>ノ</sup>覽<sup>ノ</sup>の眼<sup>ヲ</sup>を<sup>ク</sup>り<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。能見堂<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。景物<sup>ノ</sup>詠<sup>ノ</sup>の詩<sup>ヲ</sup>を<sup>ク</sup>り<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。照手<sup>ノ</sup>の松<sup>ハ</sup>華<sup>ヲ</sup>捨<sup>テ</sup>松<sup>ノ</sup>金澤<sup>ノ</sup>の文庫<sup>ト</sup>い<sup>ハ</sup>ふ<sup>ル</sup>稱名寺<sup>ハ</sup>あ<sup>リ</sup>つ<sup>テ</sup>今<sup>ハ</sup>な<sup>シ</sup>。文珠像<sup>ハ</sup>普賢像<sup>ハ</sup>あ<sup>リ</sup>く梅<sup>ハ</sup>櫻梅<sup>ハ</sup>せい<sup>ト</sup>梅<sup>ハ</sup>青葉<sup>ノ</sup>の紅葉<sup>ハ</sup>づ<sup>ク</sup>ら<sup>ニ</sup>西湖<sup>ノ</sup>ぞ<sup>ク</sup>ら<sup>ニ</sup>二梅<sup>ヲ</sup>を<sup>ク</sup>り<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。大き<sup>ク</sup>ある<sup>ル</sup>を<sup>ク</sup>り<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。頼朝<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>か<sup>ク</sup>ら<sup>ニ</sup>廣<sup>ク</sup>き<sup>ル</sup>所<sup>ハ</sup>鎌倉<sup>ノ</sup>海道<sup>ハ</sup>比<sup>ト</sup>。今<sup>ノ</sup>の戸塚<sup>ハ</sup>い<sup>ハ</sup>ふ<sup>ル</sup>へ<sup>ノ</sup>材木町<sup>ト</sup>い<sup>ハ</sup>ふ。大磯<sup>ノ</sup>の宿を<sup>ク</sup>り<sup>コ</sup>の<sup>ノ</sup>よ<sup>シ</sup>め<sup>ル</sup>日<sup>ナ</sup>キ。遊所<sup>ノ</sup>町<sup>ノ</sup>の沙汰<sup>ハ</sup>あり。と<sup>モ</sup>い<sup>ハ</sup>く<sup>モ</sup>。東南<sup>ハ</sup>海<sup>ノ</sup>近<sup>ク</sup>西北<sup>ハ</sup>山<sup>ノ</sup>つ<sup>ラ</sup>ふ<sup>ル</sup>也<sup>シ</sup>。境地<sup>ハ</sup>狭<sup>ク</sup>く<sup>モ</sup>い<sup>ハ</sup>ふ<sup>ル</sup>也<sup>シ</sup>。昔<sup>ノ</sup>の繁花<sup>ハ</sup>榮<sup>ル</sup>榮<sup>ル</sup>也<sup>シ</sup>。

論<sup>ゼ</sup>む<sup>ル</sup>也<sup>シ</sup>。あ<sup>リ</sup>ん<sup>ド</sup>今<sup>ノ</sup>の泰平<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>易<sup>ナ</sup>江<sup>ノ</sup>戸<sup>ハ</sup>及<sup>ビ</sup>ん<sup>ド</sup>也<sup>シ</sup>。

(風俗文撰) 鎌倉ノ賦并 序 許六

和漢文類初編上卷 終

口實と頁

五十一 京邦符藏版



終

